

平成24年度 政策レビュー「環境政策の推進」 参考書目次

目次

(1)	環境政策を巡る政府全体の動き	(1)	-1
①	環境政策全般	(1)	-2
1)	国土形成計画の策定（全国計画H20.7閣決、広域地方計画H21.8閣決）	(1)	-3
2)	総合政策物流大綱の改定（H21.7閣決）	(1)	-7
3)	第四次環境基本計画の策定（H24.4閣決）	(1)	-8
4)	日本再生戦略の策定（H24.7閣決）	(1)	-10
5)	「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の策定（H24.7策定）	(1)	-13
6)	社会資本整備重点計画の改定（H24.8閣決）	(1)	-18
7)	革新的エネルギー・環境戦略の策定（H24.9エネ環会議決定）	(1)	-29
②	低炭素社会の形成	(1)	-30
1)	低炭素社会づくり行動計画（H20.7閣決）	(1)	-31
2)	「地球温暖化対策のための税」の導入（H23.7閣決）	(1)	-42
3)	都市の低炭素化の促進に関する法律の施行（H24.9公布）	(1)	-43
③	自然共生社会の形成	(1)	-48
1)	生物多様性基本法の施行（H20.6公布）	(1)	-49
2)	生物多様性条約戦略計画2011-2020（通称：愛知目標）の採択（H22.10採択）	(1)	-50
3)	生物多様性地域連携促進法の施行（H22.12公布）	(1)	-54
4)	生物多様性国家戦略2012-2020の策定（H24.9閣決）	(1)	-55
④	循環型社会の形成	(1)	-56

1)	バイオマス活用推進基本法の施行（H21.6 公布）	(1)	—57
2)	バイオマス活用推進基本計画の策定（H22.12 閣決）	(1)	—58
3)	新たな循環型社会形成推進基本計画の策定（H24 年度末策定予定）	(1)	—59
(2)	政策評価会等における主な議論	(2)	—1
(3)	環境行動計画に基づく取組の評価	(3)	—1
①	京都議定書の目標達成に向けた取組	(3)	—2
②	温暖化に対応した社会の骨格づくり	(3)	—19
③	負の遺産の一扫と健全な国土に向けた取組	(3)	—28
④	環境を優先した選択の支援・促進	(3)	—38
⑤	地球環境時代の技術開発・国際貢献	(3)	—48

(1) 環境政策を巡る政府全体の動き

①環境政策全般

国土形成計画(全国計画)について

- 量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ
- 国主導から二層の計画体系（分権型の計画づくり）へ

国土形成計画の枠組み

根拠法: 国土形成計画法
(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

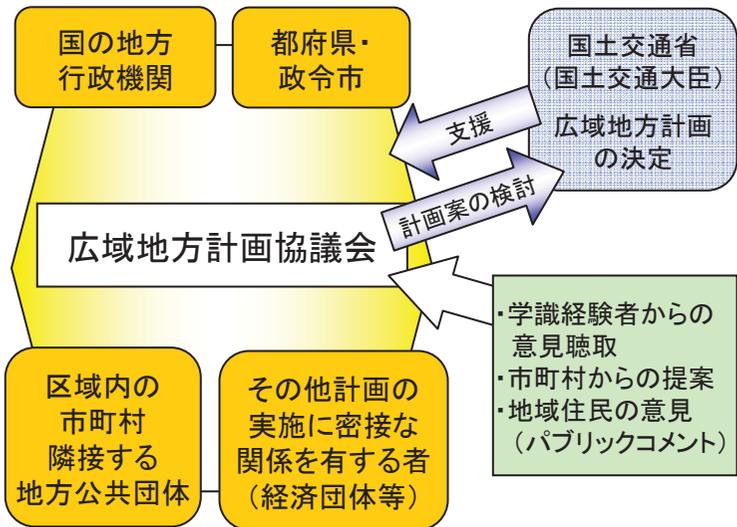
全国計画

- 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度



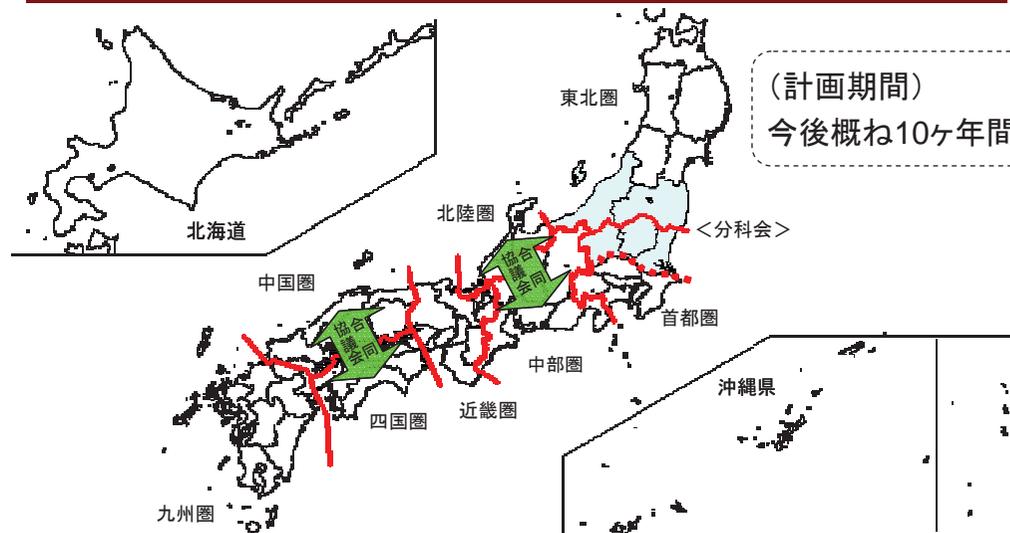
広域地方計画

- 国と地方の協働による広域ブロックづくり
 - ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
 - ・ 計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力



新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る



- 広域ブロックごとに**特色ある戦略**を描く
- 各ブロックが**交流・連携**、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合っ**て共生**
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

このためブロックの外に向かつては、とりわけ、

- ・ **東アジア**等との交流・連携
- ・ 太平洋のみならず、**日本海及び東シナ海**の活用

ブロックの内部では、

- ・ **成長エンジン**となる都市・産業の強化
- ・ 各地域が**連携、相互補完**
- ・ **地域の総合力**を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

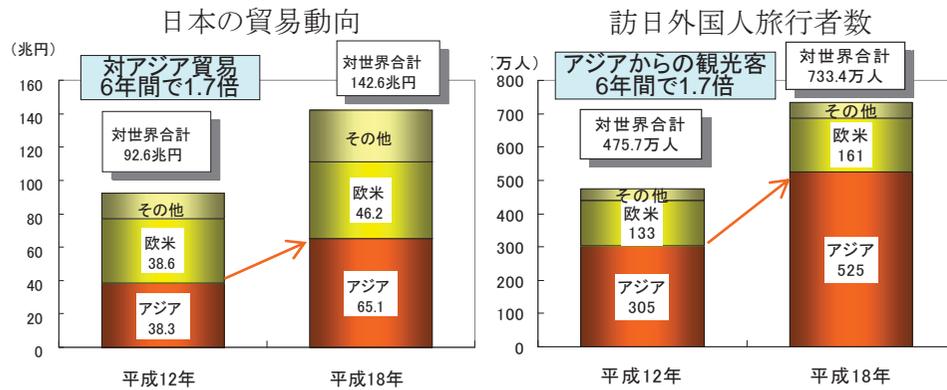
新しい国土像実現のための戦略的目標①

<グローバル化や人口減少に対応する国土の形成>

東アジアとの円滑な交流・連携

広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく

- ・東アジアの市場をにらんだ企業の新しい発展戦略
- ・観光立国の実現
- ・陸海空にわたる交通・情報通信ネットワークの形成



広域的な観光連携による外国人観光客誘致



持続可能な地域の形成

人口減少下においても、地域力(地域の総合力)の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく

- ・集約型都市構造への転換
- ・医療等の機能維持など広域的対応
- ・新しい科学技術による地域産業の活性化
- ・美しく暮らしやすい農山漁村の形成
- ・二地域居住、外部人材の活用
- ・条件の厳しい地域への対応



救急医療を支える高速道路の緊急出入口(青森市)

地域資源を活かした産業の活性化(山形県)



山形 カロツェリア・プロジェクト
・県内の優れた職人技術による世界に通用する山形ブランドの商品開発

二地域居住の情報プラットフォーム(平成19年 試行運用実施)



道の駅等を活用した交流・連携の核となる場(熊本県小国町)



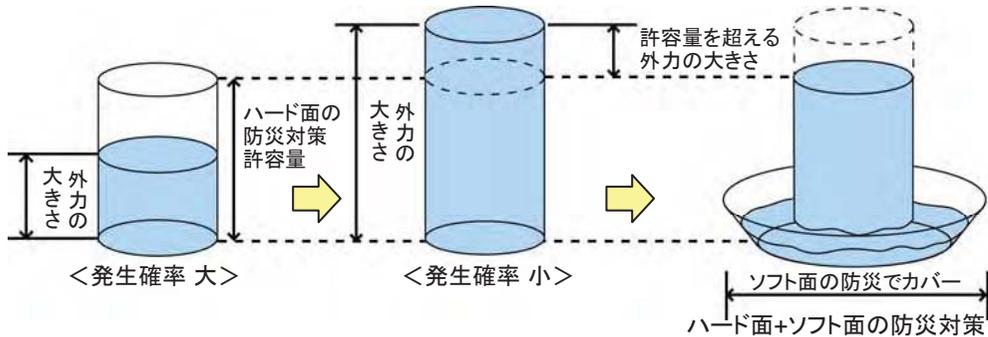
新しい国土像実現のための戦略的目標②

＜安全で美しい国土の再構築と継承＞

災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく

- ・ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進
- ・災害に強い国土利用への誘導
- ・交通・通信網等の迂回ルート等の余裕性
- ・避難誘導體制の充実など地域防災力の強化



美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復

- ・健全な物質循環と生態系の維持・形成
- ・海域の適正な利用・保全
- ・個性豊かな地域文化の継承と創造
- ・国土の国民的経営の取組

「国土の国民的経営」の取組事例

多様な活動者の育成



地域全体で農地等の保全・管理
(栃木県河内町)

国土管理への参加手法の多様化



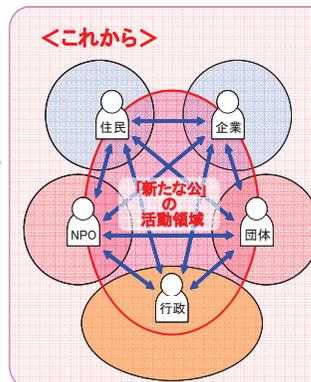
間伐材を活用したバッグ
(高知県馬路村)

＜4つの戦略的目標を推進するための横断的視点＞

「新たな公」を基軸とする地域づくり

多様な主体の参画を、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげる

- ・地縁型コミュニティ、NPO、企業、行政等の協働による居住環境整備等
- ・地域の発意・活動による地域資源の発掘・活用等
- ・維持・存続が危ぶまれる集落への目配りと暮らしの将来像の合意形成



従来の私の領域で
公共的価値を含む活動



空き店舗を託児所に活用
した中心市街地活性化
(高知市)

公と私の中間的な領域を
新たに担う活動



NPO等による過疎地有償
運送(長野県中川村)

従来の公の領域で
民間が主体的に担う活動



市民との協働による河川敷
の清掃活動(熊本県白川)

広域地方計画について

国土形成計画(全国計画) H20.7閣議決定

広域地方計画策定のポイント

- 広域ブロックごとに特色ある戦略を描く
- 各ブロックが交流・連携、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合って共生
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

このためブロックの外に向かつては、とりわけ、

- ・ 東アジア等との交流・連携
- ・ 太平洋のみならず、日本海及び東シナ海の活用

ブロックの内部では、

- ・ 成長エンジンとなる都市・産業の強化
- ・ 各地域が連携、相互補完
- ・ 地域の総合力を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

100年に一度と言われる世界的な金融危機を契機とした、足下の経済や雇用の厳しい状況等を踏まえつつ、これを乗り越える自立的発展に向けた今後10年の将来展望を描く。

～国と地方の協働～

広域地方計画協議会の協議を経て
国土交通大臣決定 (H21.8)

都府県知事
政令市市長

経済団体等の長

- ・ 経済連合会
- ・ 商工会議所連合会 等

広域地方計画協議会

代表市町村の長
隣接する県等の長

国の地方行政
機関の長

協議会の開催状況

- 東北圏 : H20.10.17、H21.6.9(会長:東北経済連合会会長)
- 首都圏 : H20.10.24、H21.6.30(会長:茨城県知事)
- 北陸圏 : H20.10.2、H21.6.29(会長:北陸経済連合会会長)
- 中部圏 : H20.10.3、H21.6.11(会長:愛知県知事)
- 近畿圏 : H20.10.21、H21.6.10(会長:関西広域機構会長)
- 中国圏 : H20.10.28、H21.7.10(会長:広島県知事)
- 四国圏 : H20.10.6、H21.6.8(会長:四国経済連合会会長)
- 九州圏 : H20.10.14、H21.6.9(会長:九州経済連合会会長)

総合物流施策大綱(2009-2013)

① 企業のサプライチェーンのグローバル化

- アジアを中心に分散する事業拠点間の輸送コスト等の低減が一層重要に
- 高いセキュリティ・レベルの維持と物流効率化の両立も重点課題

物流を巡る情勢の変化

③ 安全・確実な物流の確保に対する要請

- 安全確実な輸送がゆらぎつつあり、対応が必要
- トラックの重大事故防止、海上輸送路の安全確保が課題
- 災害に強い交通網確保、災害時の早期復旧も重要

② 京都議定書の第一約束期間の開始・ポスト京都議定書の動向を踏まえた環境対策の必要性

- 地球温暖化対策の必要性の一層の増大

「総合物流施策大綱(2009-2013)」を閣議決定

柱1: グローバル・サプライチェーンを支える効率的物流の実現

- 政府間対話等を通じたアジアにおける広域的な物流環境の改善
- 効率的でシームレスな物流網の構築
- 貿易手続や物流管理のIT化と国際的情報連携の構築
- セキュリティ確保と物流効率化の両立

柱2: 環境負荷の少ない物流の実現等

- 輸送モードごとの総合的な対策、モーダルシフトを含めた輸送の効率化
- 環状道路の整備、ITSの推進等の交通流対策
- 地方公共団体、荷主、物流事業者等の多様な関係者の連携による取組み
- 効率的な静脈物流の構築

柱3: 安全・確実な物流の確保等

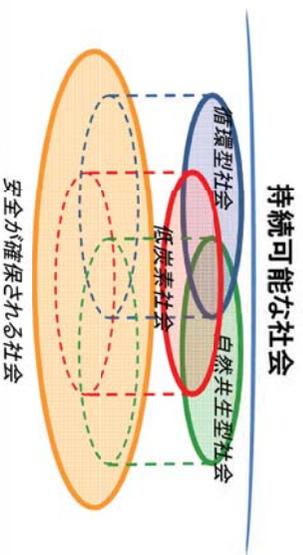
- 利用運送事業者と実運送事業者の連携強化
- 大型トラックの車両安全対策、運行管理の徹底等
- 交通安全施設等の重点的整備
- 航行安全の推進や海賊行為への適切な対応
- 防災・減災対策、労働力の確保・育成

第四次環境基本計画の概要

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回(平成6年、12年、18年)策定。

目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向 (今後の環境政策の展開の方向)

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益の双方の視点)
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

9つの優先的に取り組む重点分野

1-1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- ・個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- ・技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

1-2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- ・我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- ・国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

1-3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- ・国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- ・持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- ・環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

1-4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降の地球温暖化対策については、エネルギー政策の見直しと表裏一体で検討し策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

1-5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- 愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- 農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図り、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- 生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

1-6. 物質循環の確保と循環型社会の構築

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

1-7. 水環境保全に関する取組

- 流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- 我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化を進める。
- 東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

1-8. 大気環境保全に関する取組

- 大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びびアスベスト等に対する取組を強化する。
- 騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組を推進する。
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。

1-9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- 科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- 安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに対する理解の増進とリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

震災復興、放射性物質による環境汚染対策

2. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

特に、被災地における①自立・分散型エネルギーの導入等の推進、②広域処理を含む災害廃棄物の処理、③失われた生物多様性の回復等の取組 に取り組む。

3. 放射性物質による環境汚染からの回復等

- ① 特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく放射線による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施
- ② 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動物植物への影響の把握
- ③ 環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討 に取り組む。

- 震災からの復興と福島の再生を最優先
- 2020年度までの平均で、**名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を目指す**
- 基本理念 **～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～**

「フロンティア国家」: 超高齢社会、原発事故による深刻なエネルギー制約など世界に先駆けて直面している様々な困難を乗り越えることで、世界に範を示すことができる国家。

「共創の国」: 社会の多様な主体が、能力や資源を最大限に発揮し、創造的結合によって新たな価値を創造していく。すべての人に「居場所」と「出番」があり、女性、若者、高齢者等、全員参加、生涯現役の社会。

3つの重点分野と日本再生の4つのプロジェクト

- ◆ **グリーン(エネルギー・環境)、ライフ(健康)、農林漁業(6次産業化)の重点3分野**と、担い手としての**中小企業**を加えた4つのプロジェクト
- ◆ 府省横断的な横割りの予算配分の徹底など、限られた政策財源を優先的に配分

グリーン

ー革新的エネルギー環境社会の実現プロジェクトー

多様な分野でのエネルギー技術のイノベーションによる新産業の創出や産業構造の変化
再生可能エネルギーの導入促進

ライフ

ー世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクトー

医療、介護、生活支援サービス等の包括提供
革新的医薬品・医療機器の創出
医療システム等の海外展開

農林漁業

ー6次産業化する農林漁業が支える地域活力増進プロジェクトー

6次産業化による農林漁業の活性化
意欲ある若者や女性等の就農促進
輸出促進と日本の食文化の発信

担い手としての中小企業

ーちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力増進プロジェクトー

グリーン、ライフ、農林漁業を担う中小企業の活力向上
きめ細かなサービスや商品の新たな提供
中小企業の活躍による日本ブランド再生

11戦略と38重点施策 ～戦略ごとに重点施策を設定～

グリーン

(グリーン部素材、次世代自動車、蓄電池など)

科学技術イノベーション・情報通信

(研究拠点形成、オープンガバメントなど)

生活・雇用

(若者、女性、生活支援など)

ライフ

(創業支援、薬事法改正、機関特区など)

金融

(国民金融資産の形成支援、アジア金融センターなど)

人材育成

(高等教育抜本改革、グローバル人材など)

農林漁業再生

(戸別所得補償、農地集積、6次産業化など)

観光立国

(入国審査の迅速化、オープンスカイ、LCCなど)

国土・地域活力

(総合特区、災害対策など)

中小企業

(経営面の知識サポート、起業・創業タイプ別支援など)

アジア太平洋経済

(パッケージ型インフラ海外展開、ボリュームゾーン獲得など)

世界における日本のプレゼンス強化(「人間の安全保障」の実現など)

工程表

～約450の施策の計画的実施～

- 年度ごとの具体的な工程
- 新成長戦略フォローアップをふまえ、ボトルネックを解消
- 2020年の大目標、2015年度の間目標

日本再生戦略の基本的な考え方

基本方針

①被災地の復興を最優先

「被災地の復興なくして日本の再生なし」、
「福島の再生なくして日本の再生なし」という
強い決意の下、被災地の復興を優先的・重
点的に実行

②3つの重点分野(グリーン、ライフ、 農林漁業)に、担い手としての中小企 業を加えた4つのプロジェクト

規制等を見直すとともに、限られた政策財
源を優先的に配分

③2020年度までの平均で、名目成長 率3%程度、実質成長率2%程度を 目指す

デフレからの早期脱却、急速な円高の進行
への対応

④予算編成の重点化

縦割り・前例踏襲・前年実績主義の予算編
成から脱却し、施策中心、横割り(横串)の
予算編成を徹底

⑤進捗管理の徹底

厳しい進捗管理やそれに基づく見直しを毎
年実施し、ボトルネックを解消させ、具体的
成果を実現

日本再生戦略と予算編成との関係

- 震災からの復興と福島の再生を最優先
- グリーン(エネルギー・環境)、ライフ(健康)、農林漁業(6次産業化)などの重点分野については、担い手としての中小企業の活力を最大限活用しつつ、府省横断的な横割りの予算配分を徹底
- 財政投融资の積極的な活用や、税制改正及び規制改革、制度金融施策等を総合的に講じ、重点配分の実効性を担保
- 要求段階から類似施策の重複排除、間接的關係予算の安易な計上排除(特別会計を含め、予算の組換え)
- 省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えに資する編成の仕組みを導入し、政策分野、施策ごとにメリハリのついた配分を可能に
- 社会保障分野を含め、聖域を設けず歳出全般を見直し

2020年目標

- ◆環境関連新規市場 50兆円以上
環境分野の新規雇用 140万人以上
- ◆新車販売に占める次世代自動車の割合 最大50%
- ◆普通充電器200万基、急速充電器 5,000基
- ◆世界全体の蓄電池市場規模(20兆円)の5割の10兆円を我が国関連企業が獲得
- ◆ESCO、リースなどを活用した促進策による公的設備・施設のLED等高効率照明の導入率 100%
- ◆ネットゼロエネルギーハウス標準化
ネットゼロエネルギービル実現
- ◆中古住宅省エネリフォーム倍増
- ◆新築住宅における省エネ基準達成率 100%
- ◆環境に配慮した不動産の延床面積 1000万㎡

2015年目標

- ◆燃料電池自動車の市場投入
- ◆家庭用燃料電池の自立的普及開始(2016年～)
- ◆2012年に作成するAPECの環境物品リストに記載した環境物品の関税の実効税率を5%以下に削減

グリーン部素材が支えるグリーン成長の実現

- ◆グリーン部素材メーカーと設備メーカーの連携による**製品化を期した共同技術開発**の支援
- ◆各部素材の**安全性・性能評価等**を行う拠点整備
- ◆**未来開拓型の研究開発推進**

【ボトルネック】
今後需要拡大が予想されるグリーン部素材の技術革新

次世代自動車での世界市場獲得

- ◆電池性能向上による**航続距離増加、普及促進**
- ◆**「走る電源」としての活用、情報技術との融合、固有価値の顕在化のための実証・普及拡大**
- ◆**国際標準の獲得**による内外無差別の普及実現
- ◆**超小型モビリティ等のイノベーション創出**

【ボトルネック】
次世代自動車のコスト低減、利用環境の整備、海外展開

蓄電池の導入促進による市場創造と非常時でも安心な社会の構築

- ◆**系統用・定置用・車載用蓄電池**の高度化、低コスト化、普及の加速
- ◆**住宅・ビル・公共施設への設置強化**

【ボトルネック】
各用途における蓄電池の品質向上、コスト低減

グリーンイノベーションによる海洋の戦略的開発・利用

- ◆**洋上風力の技術開発、実用化に向けた制度整備、実証事業、および海外展開**
- ◆**天然ガス等の海洋資源の開発・利用の推進**
- ◆**天然ガス燃料船等の研究開発・普及促進**

【ボトルネック】
洋上風力の実用化・産業化に向けた環境整備、海洋資源開発の推進、造船業の競争力強化に向けた開発

エネルギーの地産地消を実現するスマートコミュニティの構築及び海外展開

- ◆**エネルギー制御技術**を活用した実証事業の加速化、国内での**電力システム改革の推進**
- ◆**スマートコミュニティの海外展開**
- ◆**エネルギー制御関連技術の確立・国際標準化**

【ボトルネック】
エネルギー技術のパッケージでの海外展開

○ 国土交通省としての基本方針

人口減少、少子高齢化、財政制約に加え、震災を契機としたエネルギー制約等の課題を克服し、我が国の明るい未来を築くためには、**持続可能で活力ある国土・地域づくり**の推進が不可欠。

【持続可能で活力ある国土・地域づくりの柱】 <4つの価値、8つの方向性>

実現すべき価値	新たな政策展開の方向性	具体例
I 持続可能な社会の実現	1 低炭素・循環型システムの構築	ゼロエネ・蓄エネ、自然共生
	2 地域の集約化	「医職住」の近接
II 安全と安心の確保	3 災害に強い住宅・地域づくり	耐震性向上、危機管理体制
	4 社会資本の的確な維持管理・更新	ライフサイクルマネジメント(重点化・長寿命化)
III 経済活性化	5 個人資産の活用等による需要拡大	住宅市場活性化、観光振興
	6 公的部門への民間の資金・知見の取込み	PPP/PFI
IV 国際競争力と国際プレゼンスの強化	7 我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献	インフラシステム輸出、総合防災対策(タイの洪水への対応等)
	8 国際競争の基盤整備の促進	大都市環状道路、国際戦略港湾、大都市拠点空港

【危機の中の危機を契機とした「逆転の発想による成長戦略」】

「拡大から集約へ」、「官から民へ」、「国内前提から海外展開へ」

○ 国土交通省の総合力を活かした施策の推進

・陸海空にわたる所掌範囲の広がり
と現場力を有する国土交通省の総合力を発揮し、関係省庁、民間と連携して、日本再生に向けた新たなフロンティアを開拓するとともに、新たな成長・国際貢献のモデルとなるプロジェクトを推進

「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策の柱
(4つの価値、8つの方向性)

【 】は代表的な施策

1 低炭素・循環型システムの構築

- まち・住まい・交通が一体となった創エネ・蓄エネ・省エネ化の推進
【低炭素まちづくり、ゼロエネ住宅・庁舎、電気自動車、高度道路交通システム、蓄電池等】
- 次世代再生可能エネルギーの開発
【洋上風力発電、下水熱・汚泥等のエネルギー利用等】
- 水と緑のエコロジカル・ネットワーク形成
【多様な主体が連携した自然地の保全・再生等】
- 水循環の再生【雨水・地下水保全利用等】*

2 地域の生活・経済機能の強化と集約化

- 「医職住」の近接化【団地再生、鉄道駅拠点化、公共交通の充実等】
- 次世代型の生活支援【超小型モビリティ・BRT導入等】
- 離島・過疎地域等の生活・経済機能の維持・確保
【生活交通確保等】

3 災害に強い国土・地域づくり等の推進

- 災害に強い国土・地域・経済の構築
【南海トラフ/首都直下地震等への対応、耐震化、防災情報の活用強化、総合的な水管理、陸海空が連携した人流・物流の確保等】
- 地域防災力の向上
【ハザードマップの作成支援、帰宅困難者対策、地域間共助の推進等】
- 企業防災力の向上【企業等の事業継続計画(BCP)等】

4 社会資本の適確な維持管理・更新

- 社会資本の実態把握と維持管理・更新費の推計
【地方公共団体管理施設を含めた推計等】
- 施設の長寿命化によるトータルコストの縮減
【長寿命化計画の策定、点検・診断・補修のサイクル化等】
- 維持管理・更新のあるべき姿（官民連携、機能高度化等）の検討*
【都市高速・下水道等】

5 住宅・不動産、観光等の分野における消費・投資の拡大

- 良質な住宅ストックの供給と不動産流通システムの改革
【中古住宅のリフォーム・流通促進等】
- 不動産投資市場の活性化【民間資金の導入による建築物の耐震化の促進等】
- 観光振興
【オールジャパン訪日プロモーション、魅力ある観光地域づくり、MICEの誘致・開催の推進等】
- 多様な航空需要への対応【LCC・ビジネスジェットの推進、オープンスカイの推進等】

6 公的部門への民間の資金・知見の取込み

- PPP/PFIの具体的な案件形成の促進
 - ・ 公共施設の設置運営と周辺地域の整備振興の一体的推進
 - ・ 国際競争基盤の整備
 【空港、港湾、交通結節点、大都市圏拠点空港アクセス鉄道、下水道等】
- 企画構想段階からの民間知見・ノウハウの取込み*
【被災地での新たな契約方式の導入等】

7 我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献

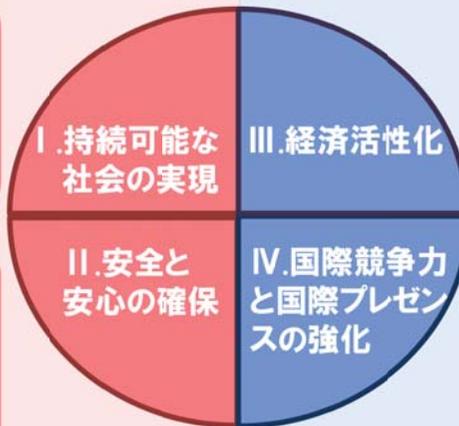
- 分野横断的なパッケージによるインフラ展開
【面的プロジェクトの推進、モデルプロジェクトの促進等】
- 管理運営も含めた「川上から川下まで」の受注に向けた体制強化【公的機関の能力活用、人材育成・人的ネットワーク構築等】
- ソフトインフラも含めた海外展開
【防災パッケージ、港湾関連電子手続き、航空管制システム等】

8 国際競争の基盤整備の促進

- 大都市等の再生【特定都市再生緊急整備地域におけるインフラの整備等】
- 交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化
【首都圏空港、国際戦略港湾、大都市圏環状道路、整備新幹線等】
- グローバル・サプライチェーンの深化に対応した物流対策
【規格・情報のボーダーレス化等】

8-2 海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進

- 海洋権益保全・海洋開発分野におけるビジネス拡大【海洋資源開発等】
- 海洋環境分野における技術開発【省エネ船導入等】
- 海洋観光の振興と離島・沿岸域の活性化【クルーズ振興等】*



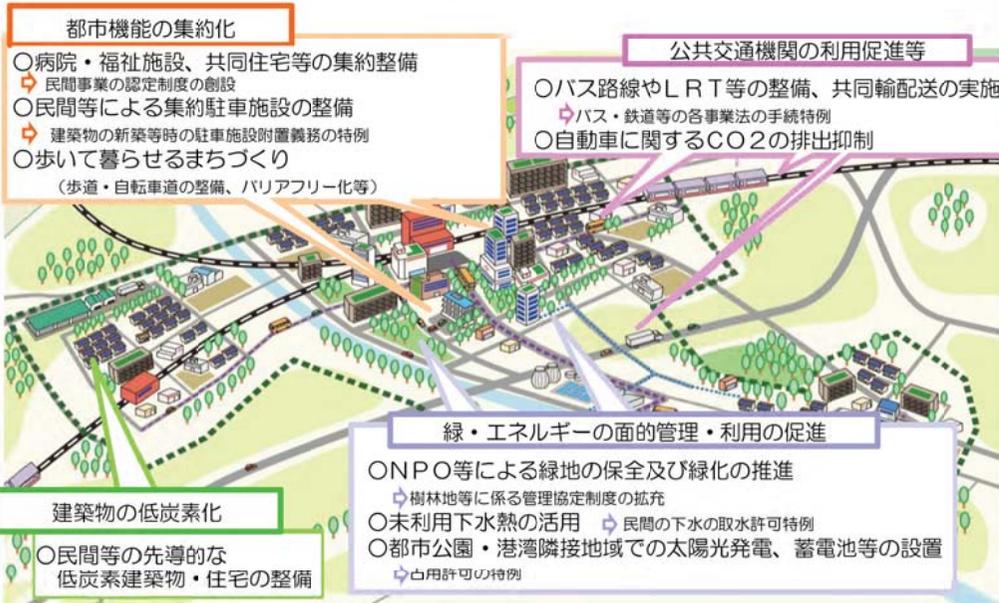
(その他横断的事項)

- 東日本大震災の被災地の新たな地域づくりの支援
- 国土・地域づくりを支える建設産業の再生
- 公共交通の安全確保（事故原因究明のあり方の検討等）*

上記の政策は*を除き、日本再生戦略に盛り込まれている。

低炭素まちづくり

都市の低炭素化の促進に関する法律（法案提出中）等に基づき、都市機能の集約化、これと連携した公共交通の利用促進、住宅・建築物の低炭素化、緑地の保全及び緑化の推進、未利用・再生可能エネルギーの利用等を総合的に推進するとともに、支援措置の強化・充実を図る。【連携】



ゼロエネ住宅・省エネ住宅の普及支援

ゼロエネ住宅・省エネ住宅の普及を支援するとともに、住宅・オフィス等のエネルギー性能の表示制度の充実に向けて取り組む。また、2020年までに、新築住宅等の段階的な省エネ基準適合義務化を実現する。【連携】

■省エネ性能に優れた住宅・建築物の誘導等

- ゼロ・エネルギー住宅への支援
- 中小工務店向けの省エネ施工技術向上プログラムを実施 等



■省エネ性能の評価・表示の充実

- 外壁・窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても総合的に評価する基準の策定
- 住宅性能表示制度等を活用したエネルギー性能の表示制度の構築

■省エネ基準適合義務化

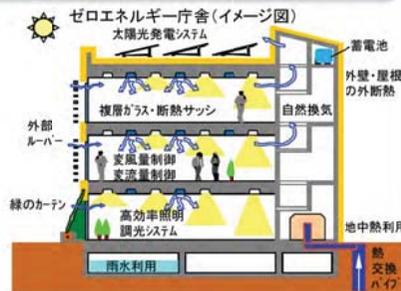
- 経産省・環境省と共同で設置した「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」にて、工程表を提示



- ・ゼロエネ住宅の標準化・ゼロエネビルの実現（2020年度）
- ・既存住宅の省エネリフォーム：現在の2倍程度（2020年度）

公共建築物の低炭素化・ゼロエネ化

公共建築物・施設の率先した低炭素化・ゼロエネ化のため、国の一般事務庁舎整備に当たって適合すべき低炭素基準の策定、官庁施設のゼロエネルギー化を目指したモデル事業の実施、直轄国道におけるLED道路照明灯の導入等に取り組む。



環境不動産の導入促進

環境に配慮したオフィス等の不動産が適正に評価されるような評価手法の開発等によって、環境性能に優れた不動産の供給を促進する。【連携】

- 総合的な環境認証制度と合わせて活用されるベンチマーク(不動産の管理情報を統計的に取りまとめた指標)作成に向けた検討を開始



- ・環境に配慮した不動産の延床面積：1,000万㎡（2020年度）

電気自動車等の普及支援

次世代自動車の普及を加速。特に電気自動車等については、固有の付加価値等を顕在化させるようなプロジェクト推進、国内外での成功事例創出により、普及を一層加速する。また、我が国技術の優位性を活かす市場環境（制度・政策の輸出）を整備する。【連携】

■ 次世代自動車の普及促進

- 電気自動車等次世代自動車に係る車体課税減免
- ガソリン自動車等に対する燃費性能に応じた減免措置による技術革新の誘発
- 環境性能に優れた自動車を取得する場合、一定額を補助



電気自動車
(NOx,PM,CO2排出ゼロ)

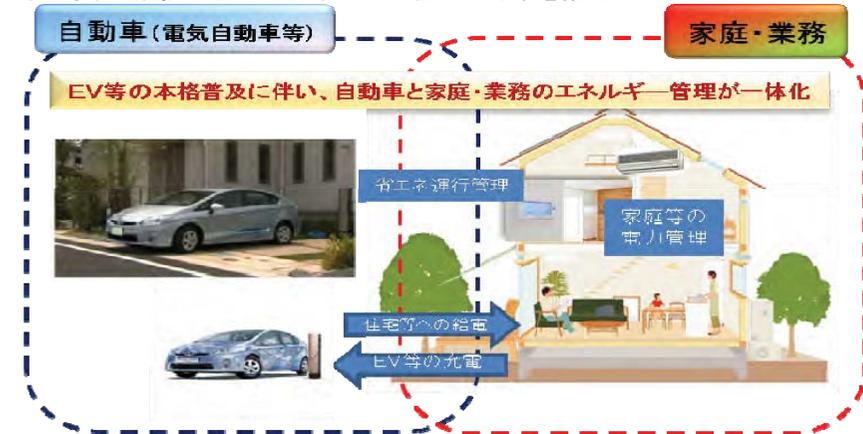
■ 環境対応車を活用したまちづくり

- ゼロエミッションで低騒音・低振動なEV等について、まちづくりと連携し、導入促進や充電施設の整備等を推進

※ EV等：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型モビリティ

■ 自動車と家庭等の一体的エネルギー管理

- 情報通信技術を活用して自動車のエネルギー消費と家庭・業務のエネルギー消費を一体的に管理する省エネシステムの開発を支援することで、EV等の普及や自動車と家庭・業務の合理的な省CO2・省エネ対策を推進



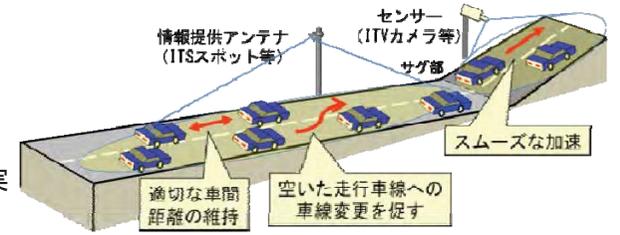
- 新車販売における次世代自動車の割合：最大で50%（2020年度）
- 普通充電器200万個、急速充電器5000基（2020年度）

次世代ITS(高度道路交通システム)の推進

次世代ITSの推進等による道路交通流の円滑化に取り組む。

■ 高速道路上の自動運転実現(オートパイロットシステム導入)に向けた路車協調システムの検討

- 車両前後方向の制御を行うACC技術を高度化し、官民連携による路車協調制御型ACC搭載車両を使用した渋滞対策を推進(平成24年度より実証実験開始)するとともに、自動運転(オートパイロットシステム)の実現に向けた検討を行う。



路車協調システムによる渋滞対策の推進(イメージ)
※サグ部：勾配の変化地点

物流の低炭素化

物流の低炭素化に向け、輸送モードごとの省エネルギー化、幹線輸送におけるモーダルシフト等の取組を支援する。【連携】

- モーダルシフトの推進
- 天然ガス燃料船の実用化や船舶の革新的省エネ技術などの研究開発・普及促進
- ゼロエミッションポート施策の推進
- 循環型リサイクル物流システムの一体的な整備の推進



天然ガス燃料船



蓄電池の導入・普及促進

公共施設や防災拠点等への定置型蓄電池の導入、「走る電源」としての車載蓄電池の活用のためのシステム開発等を支援する。【連携】

■ 公共施設等への定置型蓄電池の導入

- 再生可能エネルギーの導入促進、電力使用のピークカット・平準化、災害時のバックアップ電源の強化等の観点から、地域の拠点となる公共施設への定置型蓄電池の導入を促進し、分散型のエネルギーシステムへ移行

■ 鉄道の低炭素化・省エネルギー化

- 蓄電池を活用した鉄道車両や電力貯蔵装置の技術開発及び導入、駅等への再生可能エネルギー発電設備、LED照明等の設置等を推進



家庭用リチウムイオン電池
(現状、20万円/kWh)

次世代再生可能エネルギーの開発

洋上風力発電の普及拡大

浮体式洋上風力発電の普及に向けた安全ガイドラインの策定及び国際標準化の先導並びに洋上大型風車作業船の早期実用化推進等に取り組む。【連携】

- 浮体式洋上ウインドファーム実証(福島沖)を踏まえた安全ガイドラインの策定及び国際標準化の先導
- 安全・効率的な設置・メンテナンスのための洋上大型風車作業船の実用化支援
- 円滑な海域利用調整のための環境整備



浮体式洋上風力発電

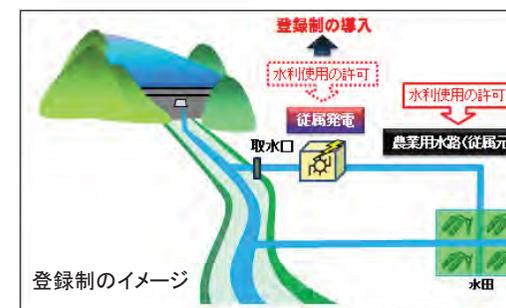
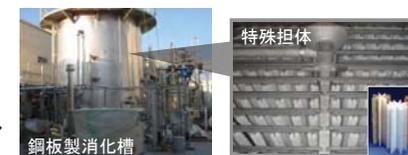


洋上大型風車作業船

下水熱・汚泥、小水力等のエネルギー利用

下水熱・汚泥等のエネルギー利用のための革新的技術の開発と普及促進、小水力発電に係る規制緩和等に取り組む。【連携】

- 下水熱利用、下水汚泥のエネルギー利用等に係る革新的技術について、国が主体となって、実規模レベルのプラントを設置して、技術的な検証を行い、ガイドラインを取りまとめ、民間企業のノウハウ、資金を活用しつつ、全国の下水道への導入を促進
- 農業用水の水路など既許可水利権の範囲内での従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、現行の水利使用の許可制度に代えて、登録制を導入



登録制のイメージ

水と緑のエコジカル・ネットワーク形成

地域の多様な主体が連携して湿地や干潟等の貴重な自然を保全・再生し、それらを広域的につなぐことによるエコジカル・ネットワーク形成等の取組を推進する。【連携】

- 地域活動と一体となって、コウノトリ等の希少生物をはじめとした多様な生物の生息・生育環境となる水環境・緑地等を保全・再生
- 豊かな海の創造に向け、海域環境の保全・再生・創出等を一体的に推進



河川の湿地整備によるコウノトリの生息・生育環境の再生



干潟・藻場の再生

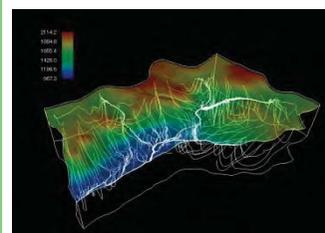
過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生育環境である湿地について、特に重要な水系における湿地の再生の割合を約3割から約5割まで増加(2016年度)

水循環の再生

水資源の有効利用のための雨水・再生水の利用の推進、地下水の適正な保全と利用に向けた取組等を通じ、健全な水循環を再生するための取組を推進する。【連携】

- 地下水の適正な保全と利用に向けた施策形成
- 雨水・再生水利用の推進
- 水資源に関わる中長期計画のフォローアップ
- 水供給システムの低炭素、省エネルギー化

健全な水循環系のイメージ



地下水の可視化



第3次 社会資本整備重点計画(平成24年度～平成28年度) の概要と見直しのポイント

社会資本整備重点計画について

1. 社会資本整備重点計画とは

- 社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画(閣議決定事項)
- 対象は、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸及びこれら事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業
- 第1次計画(平成15～19年度)、第2次計画(平成20～24年度)、本計画(平成24～28年度)
- 主な計画事項
 - ・ 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
 - ・ 重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要
 - ・ 社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置 等

2. 見直しの経緯

H22年7月26日	社会資本整備重点計画見直しについて、社会資本整備審議会・交通政策審議会に付議
12月21日	社会資本整備重点計画の骨子を決定
〈 H23年3月11日	東日本大震災 → 7月6日「津波防災まちづくりの考え方」緊急提言〉
11月2日	社会資本整備重点計画の見直しに関する中間とりまとめ
H24年6月15日	社会資本整備重点計画(素案)提示
↓	パブリックコメント、都道府県からの意見聴取 等
H24年7月20日	H22年7月26日付けの付議に対する回答 (社会資本整備重点計画(案)のとりまとめ)
H24年8月31日	閣議決定

1. 社会資本整備事業を巡る現状とその対応

厳しい財政状況

既存ストックの老朽化

人口減少、少子・高齢化

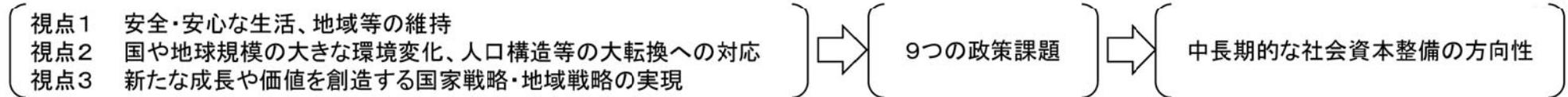
グローバルな競争の進展

災害リスクの高まり

2. 社会資本整備のあるべき姿

○社会資本整備の方向性

社会資本整備事業を巡る現状等を踏まえ、3つの視点と9つの政策課題ごとに中長期的な社会資本整備の方向性を示す。



○社会資本整備の方向性を実現するための事業・施策(プログラム)

中長期的な同じ政策目標を共有する分野横断的な事業・施策の集合体を「プログラム」ととらえ、その実現に向けた事業・施策を記載する。

見直しのポイント①②

3. 計画期間における重点目標(「選択と集中」の基準)と事業の概要

○「選択と集中」の基準を踏まえた重点目標

国土保全、安全・安心の確保、離島等の条件不利地域の自立・発展・活性化の支援等については、計画期間にかかわらず、不断の効果的な取組を進めていく必要がある。一方、厳しい財政状況の中で、計画期間内には、政策資源を重点的に投入することが求められており、その「選択と集中」の基準を定め、これを踏まえ、計画期間における重点目標を以下のとおり定める。(社会資本整備重点計画法第4条第3項第1号)

- 重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる
- 重点目標2 我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する
- 重点目標3 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する
- 重点目標4 社会資本の適確な維持管理・更新を行う

見直しのポイント③

○重点目標と関連する事業・施策の概要

プログラムで示された事業・施策について、「選択と集中」の基準を踏まえ、重点目標の達成のため実施すべき社会資本整備事業の概要を記載する(社会資本整備重点計画法第4条第3項第2号)とともに、重点目標の主な事項について、その達成状況を定量的に測定するため、わかりやすい指標を設定する。

見直しのポイント①④

4. 計画の実効性を確保する方策

審議会によるフォローアップ、地方ブロック毎の重点整備方針の策定、その他社会資本整備を効果的・効率的に実施するための必要な措置等を明示。(社会資本整備重点計画法第4条第3項第3号)

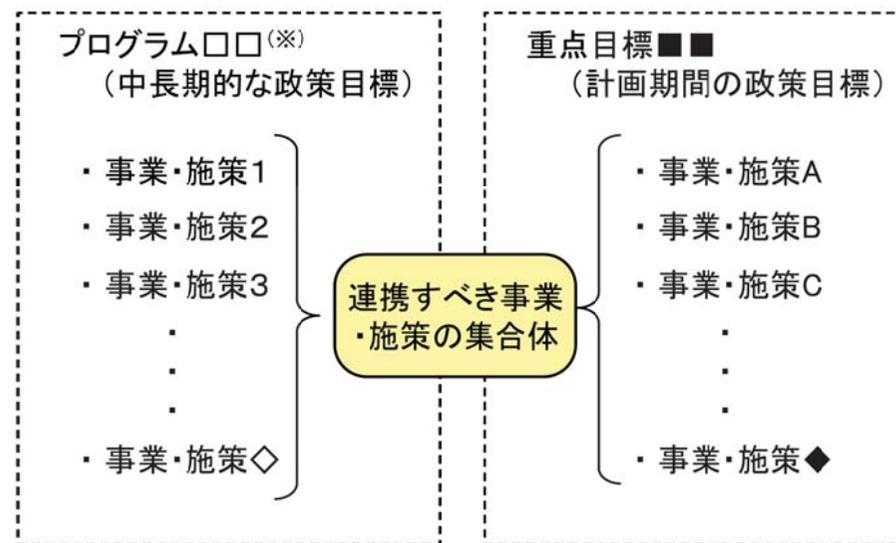
- 効率的に政策目標の達成を図るため、様々な分野の事業・施策を連携して実施していくことが重要。
- さらに、それぞれの事業・施策間の連携にあたっては、ハード施策間の連携はもとより、ハード施策とソフト施策間の連携、多様な主体の協働等、施策ツールを効果的に組み合わせることが重要。
- 以上を踏まえつつ、実施すべき事業・施策の概要を事業別ではなく、横断的な課題別に整理。

事業・施策間の連携の徹底

- 政策目標を効果的・効率的に達成するため、事業・施策の集合体において、
 - ・ ハード施策間の連携
 - ・ ハード施策とソフト施策の連携
 - ・ 多様な主体の協働
 等の組み合わせを明記。
- 多様な主体の協働については、計画の実効性を確保する方策においても、官民連携や多様な主体の参画を明記。
- 社会資本整備の実施主体が、これらの考え方に基づき、事業・施策を連携して実施することを徹底。

横断的な課題別の整理

- 同じ政策目標を達成するために実施すべき複数の事業・施策について、縦割りを排除し、横断的な事業・施策の集合体として整理。



(※)「プログラム」については、計画見直しのポイント②(p.4)を参照のこと。

- 重点計画で定めるべき「計画期間における重点目標」、「事業・施策の概要」を検討するためには、**社会資本整備の全体像について総合的に明らかにしておくことが重要。**
- 計画期間より**長期の横断的な政策目標を設定した上で、同じ政策目標を共有する事業・施策の集合体(プログラム)を整理**することにより、**中長期的な社会資本整備のあるべき姿を提示し、国民にとって真に必要な社会資本整備の方向性を明確にした。**

3つの視点、9つの政策課題、18のプログラム

視点1 安全・安心な生活、地域等の維持

【政策課題】

- ① 国土の保全
- ② 暮らしの安全の確保
- ③ 地域の活性化

【プログラム】

- 1 災害に強い国土・地域づくりを進める
- 2 我が国の領土や領海、排他的経済水域等を保全する
- 3 陸・海・空の交通安全を確保する
- 4 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す
- 5 社会資本の維持管理・更新を計画的に推進するストック型社会へ転換する

視点2 国や地球規模の大きな環境変化、人口構造等の変化への対応

【政策課題】

- ④ 地球環境問題への対応
- ⑤ 急激な少子・高齢化への対応
- ⑥ 人口減少への対応

【プログラム】

- 6 低炭素・循環型社会を構築する
- 7 健全な水循環を再生する
- 8 生物多様性を保全し、人と自然の共生する社会を実現する
- 9 生活・経済機能が集約化された地域社会を構築する
- 10 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする
- 11 離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域の自立的発展を図る

視点3 新たな成長や価値を創造する国家戦略・地域戦略の実現

【政策課題】

- ⑦ 快適な暮らしと環境の確保
- ⑧ 交流の促進、文化・産業振興
- ⑨ 国際競争力の確保

【プログラム】

- 12 健康で快適に暮らせる生活環境を確保する
- 13 良好なランドスケープを有する美しい国土・地域づくりを進める
- 14 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する
- 15 大都市におけるインフラの機能の高度化を図り、産業・経済活動のグローバル化に対応する
- 16 我が国の優れた建設・運輸産業、インフラ関連産業等が、世界市場で大きなプレゼンスを発揮する
- 17 個性的で魅力あふれる観光地域を作り上げ、国内外から観光客を惹きつける
- 18 社会資本整備に民間の知恵・資金を活用する

- 中長期的な社会資本整備のあるべき姿を示す「プログラム」のうち、計画期間中において戦略的・重点的に実施すべき事業・施策を明らかにするため、「**選択と集中**」の基準を明示した。
- この基準をもとにして、**計画期間中の重点目標と、実施すべき事業・施策の概要を整理**することにより、社会資本整備の戦略的・重点的な実施を明確にした。

「選択と集中」の基準

厳しい財政状況と既存ストックの老朽化への対応等、公共投資を取り巻く状況は極めて厳しいことから、限られた資源を、どのような分野に重点的に投資していくかの判断基準となる「選択と集中」の考え方が必要であり、その「選択と集中」の基準として以下の(1)から(4)を定める。

なお、国土保全、安全・安心の確保、離島等の条件不利地域の自立・発展・活性化の支援等については、計画期間にかかわらず、不断の効果的な取組を進めていく必要性がある。

- (1) 今整備をしないと、大規模又は広域的な災害リスクを低減できないおそれのあるもの
- (2) 今整備をしないと、我が国産業・経済の基盤や国際競争力の強化が著しく困難になるおそれのあるもの
- (3) 今整備をしないと、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の実現に大きな支障をもたらすおそれのあるもの
- (4) 今適確な維持管理・更新を行わないと、将来極めて危険となるおそれのあるもの

- 重点目標の主な事項のうち、新たな政策課題に対応し今後の施策の方向性を示すため、その達成状況を定量的に測定するための**新しい指標を設定**。
- 計画が目指すところを明確に示すため、**わかりやすい指標の設定**に努める。
(※ 指標の設定により、歳出が固定化・硬直化されるものではない。)

重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる

(※)[番号]は、本文中の指標番号に対応

1-1 大規模地震の発生に備えた耐震化やソフト対策の推進

(1)強い振動に伴う地盤や構造物の損壊防止、市街地の防災性向上

- ① 首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備えた耐震・液状化対策の促進
- ② 公共インフラの機能の損失による人的・物的な二次被害の拡大の防止

○ [1]主要なターミナル駅の耐震化率 【88% (H22年度末)→概ね100% (H27年度末)】**【新規】**
 ○ [3]東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率
 【河川堤防:0% (H23年度末)→約77% (H28年度末)、水門・樋門等:0% (H23年度末)→約84% (H28年度末)】

(2)災害時に避難地や防災拠点となる施設等の整備・耐震化、緊急輸送ルートへの整備

- ① 一定水準の防災機能を備えるオープンスペース等の確保
- ② 陸海空の連携による、人流・物流確保のための対策
- ③ 災害時の緊急輸送のバックアップ機能の強化、円滑な交通の確保のための対策

○ [7]緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 【77% (H22年度末)→82% (H28年度末)】**【新規】**
 ○ [9]航空輸送上重要な空港のうち地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口
 【約7,300万人 (H23年度末)→約9,500万人 (H28年度末)】
 ○ [10]大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口
 【約2,640万人 (H23年度末)→約2,950万人 (H28年度末)】

(3)ハード整備と一体となったソフト対策による安全の確保

1-2 大規模又は広域的な津波災害が想定される地域における津波対策及び人口・資産が集中する海面下に位置する地域等における高潮・侵食対策の強化

(1)海岸・河川堤防の整備等による津波・高潮・侵食被害の防止・軽減

- ① 東海、東南海、南海地震等による津波の発生が想定されている地域等における津波対策の推進
- ② 高潮対策等の推進

○ [4]東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)
 【約28% (H23年度末)→約66% (H28年度末)】
 ○ [15]東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
 【0% (H23年度末)→約57% (H28年度末)】**【新規】**

(2)津波防災地域づくり等による津波対策等の推進

○ [18]最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 【0% (H23年度末)→100% (H28年度末)】

重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる

(※)[番号]は、本文中の指標番号に対応

1-3 人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進

(1)大規模水害の未然の防止等

○[20]過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 【約6.1万戸(H23年度末)→約4.1万戸(約3割解消)(H28年度末)】

(2)水害に強い地域づくり

○[22]下水道による都市浸水対策達成率 【約53%(H23年度末)→約60%(H28年度末)】**[新規]**

(3)水害に対する警戒避難体制等の整備

(4)大規模土砂災害の未然防止

○[25]道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 【54%(H22年度末)→68%(H28年度末)】**[新規]**

(5)大規模土砂災害に対する警戒避難体制等の整備

1-4 災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化

(1)災害発生時における、早期復旧、二次災害防止のための対策の実施

(2)災害発生時における、迅速な応急対応や活動支援のための準備

○[30]国土交通省等と市町村のリエゾン協定締結率 【約71%(H23年度末)→100%(H28年度末)】**[新規]**

重点目標2 我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する

(※)[番号]は、本文中の指標番号に対応

2-1 世界的な競争に打ち勝てる大都市や国際拠点空港・港湾の機能拡充・強化とアクセス性の向上や、官民連携による海外プロジェクトの推進

(1) 国際競争力の基盤整備

- ① 都市機能の高度化及び都市交通ネットワーク整備
- ② 国際交流拠点の機能拡充・強化

○[34]三大都市圏環状道路整備率	【56% (H23年度末)→約75% (H28年度末)】
○[36]東京圏鉄道における混雑率	【166% (H22年度末)→主要区間の平均: 150%以内、全区間: 180%以内 (H27年度末)】 [新規]
○[37]首都圏空港の発着容量	【64万回 (H23年度末)→74.7万回 (H28年度末)】
○[39]日本発着コンテナ貨物の釜山港等東アジア主要港でのトランシップ率	【10% (H20年)→5% (H27年)】 [新規]

(2) 官民連携による海外プロジェクトの推進

○[42]我が国建設企業の海外建設受注高	【1兆3,503億円 (H23年度)→2兆円 (H32年度)】 [新規]
----------------------	---

2-2 それぞれの地域が持つ魅力や強みを引き出すことによる地域の活力の維持・向上

(1) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成、美しい国土・地域づくりの推進

- ① 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成
- ② 美しい国土・地域づくりの推進

○[43]景観計画に基づき取組を進める地域の数	【315団体 (H23年度末)→550団体 (H28年度末)】
○[8]市街地等の幹線道路の無電柱化率	【15% (H23年度末)→18% (H28年度末)】 [新規]

(2) 基幹となる交通・物流ネットワークの整備

○[11]道路による都市間速達性の確保率 ^(※)	【46% (H22年度末)→約50% (H28年度末)】 [新規]
-------------------------------------	--

(※) 主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合

重点目標3 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する

(※)[番号]は、本文中の指標番号に対応

3-1 持続可能でエネルギー効率の良い暮らしのモデルの形成と国内外への普及・展開

(1) 都市における暮らしの低炭素化

○[46]公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【地方中枢都市圏:69.1%(H22年度末)→69.5%(H28年度末)】

(2) 人流・物流から発生する温室効果ガスの排出抑制

3-2 少子・高齢化社会においても誰もが安全・安心して暮らすことができる社会への転換

(1) 都市機能の集約化・街なか居住の推進、地域内の移動円滑化

○[52]都市計画道路(幹線街路)の整備率 【59%(H21年度末)→63%(H28年度末)】**[新規]**

(2) 公共施設等のバリアフリー化

○[53]公共施設等のバリアフリー化率
 ・利用客数が3,000人/日以上、バスターミナル等の旅客施設 【段差解消率:78%(H22年度末)→約100%(H32年度末)】
 ・バリアフリー法で規定する特定道路 【77%(H23年度末)→約100%(H32年度末)】
 ・不特定多数の者等が利用する床面積2,000㎡以上の病院、劇場等の建築物 【48%(H22年度末)→約60%(H32年度末)】
 ○[54]車両等のバリアフリー化率
 ・ノンステップバスの導入率 【36%(H22年度末)→約70%(H32年度末)】**[新規]**
 ・福祉タクシーの導入台数 【12,256台(H22年度末)→約28,000台(H32年度末)】**[新規]**

(3) 交通安全の確保

○[56]通学路の歩道整備率 【51%(H22年度末)→約6割(H28年度末)】**[新規]**
 ○[58]鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率 【73%(H22年度末)→100%(H28年6月末)】**[新規]**
 ○[59]鉄道の対象車両における安全装置の整備率 【運転士異常時列車停止装置:90%(H22年度末)→100%(H28年6月末)】**[新規]**

(4) 健康で快適に暮らせる生活環境の確保

○[61]汚水処理人口普及率 【約87%(H22年度末(※岩手県、宮城県、福島県を除く))→約95%(H28年度末)】

重点目標3 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する

(※)[番号]は、本文中の指標番号に対応

3-3 失われつつある自然環境の保全・再生

(1) 生物多様性の保全

○[63]特に重要な水系における湿地の再生の割合 【約3割(H23年度末)→約5割(H28年度末)】

(2) 健全な水循環の再生

○[65]良好な水環境創出のための高度処理実施率 【約33%(H23年度末)→約43%(H28年度末)】**[新規]**

重点目標4 社会資本の適確な維持管理・更新を行う

(1) 我が国の社会資本の実態把握と維持管理・更新費の推計

(2) 施設の長寿命化によるトータルコストの低減等

○[67]長寿命化計画の策定率	・主要な河川構造物	【約3%(H23年度末)→100%(H28年度末)】
	・下水道施設	【約51%(H23年度末)→約100%(H28年度末)】
	・道路橋	【76%(H23年度末)→100%(H28年度末)】
	・海岸堤防等	【約53%(H23年度末)→約100%(H28年度末)】
○[68]長寿命化計画に基づく港湾施設の老朽化対策実施率		【6%(H23年度末)→100%(H28年度末)】

革新的エネルギー・環境戦略（概要）

1. 原発に依存しない社会の一日も早い実現

（1）原発に依存しない社会の実現に向けた3つの原則

- 3原則
- ・40年運転制限規制を厳格に適用
- ・規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼動
- ・原発の新設・増設は行わない
- 2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、グリーンエネルギーを中心にあらゆる政策資源を投入。その第一歩として、政府は本年末までに「グリーン政策大綱」をまとめる。

（2）原発に依存しない社会に向けた5つの政策

- 核燃料サイクル政策
- ・国際的責務を果たしつつ再処理事業に「**取り組む関係自治体や国際社会とコミュニケーションを図りつつ、責任を持って議論**
- ・直接処分の研究に着手
- ・もんじゅめは、高速増殖炉開発の取りまとめ、廃棄物の減容等を目的とした研究を行うこととし、このための**年限を区切った研究計画を策定、実行し、成果を確認の上、研究を終了**
- ・廃棄物の減容・有害度低減等を目的とした処理技術、専焼炉等を研究開発
- ・バックエンド事業は国も責任を持つ
- ・**国が関連自治体や電力消費地域と協議する場を設置し、使用済核燃料の直接処分のあり方、中間貯蔵の体制・手段の問題、最終処分場の確保に向けた取組など、結論を見出す作業に直ちに着手**
- 人材や技術の維持・強化
- ・**人材や技術の維持・強化策（本年末まで）**
- 国際社会との連携
- 立地地域対策の強化
- 原子力事業体制と原子力損害賠償制度

（3）原発に依存しない社会への道筋の検証

- 原発に依存しない社会への道筋について、いかなる変化が生じても柔軟に対応できるよう、**検証を行い、不断に見直し**
- 《検証のポイント》
 - ・グリーンエネルギー拡大の状況
 - ・国際的なエネルギー情勢
 - ・使用済核燃料の処理に関する自治体の理解と協力の状況
 - ・国民生活・経済活動に与える影響
 - ・原子力や原子力行政に対する国民の信頼の度合い
 - ・国際社会との関係

2. グリーンエネルギー革命の実現

○「グリーン政策大綱」(本年末用途)

- ・節電：2030年までに1,100億kWh以上の削減
 - ・省エネ：2030年までに7,200万kWh以上の削減
 - ・再生可能エネルギー：2030年までに3,000億kWh（3倍）以上開発
- （数値はいずれも2010年比）

3. エネルギー安定供給の確保のために

- 火力発電の高度利用
 - コジェネなど熱の高度利用
 - ・コジェネ：2030年までに1,500億kWh（5倍）導入
 - 次世代エネルギー関連技術
 - 安定的かつ安価な化石燃料等の確保及び供給
- （数値は2010年比）

4. 電力システム改革の断行

（「電力システム改革戦略(仮称)」(本年末用途)）

5. 地球温暖化対策の着実な実施（2013年以降の「地球温暖化対策の計画」(本年末まで)）

- 十分に透明性を確保したプロセスで丁寧に情報開示し、**検証を行い、不断に見直し**

②低炭素社会の形成

低炭素社会づくり行動計画 ポイント

＜項目＞

1. 我が国の目標
2. 革新的技術開発
3. 既存先進技術の普及
4. 国全体を低炭素化へ動かす仕組み
5. 農山漁村の活躍、都市や地域づくり、環境教育
6. 国民運動

行動計画の構成

はじめに

I 我が国の目標

- 1 公平、公正な実効性ある次期枠組みの合意づくり
- 2 国別総量目標の設定
- 3 世界各国の取組に対する支援

II 革新的技術開発と既存先進技術の普及

- 1 革新的技術開発
- 2 既存先進技術の普及

III 国全体を低炭素化へ動かす仕組み

- 1 排出量取引
- 2 税制
- 3 見える化
- 4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするため
の基準と仕組みの整備

IV 地方、国民の取組の支援

- 1 農林水産業の役割を活用した低炭素化
- 2 低炭素型の都市や地域づくり
- 3 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ
仕組み
- 4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への
働きかけ

1. 我が国の目標

<長期目標>

- ・ 2050年までに現状から60～80%の削減を行う。

<中期目標>

- ・ 来年のしかるべき時期に国別総量目標を発表する。

<世界各国の取組に対する支援>

- ・ 5年間累計100億ドル程度の資金供給を可能とするクールアースパートナーシップを推進。(気候変動対策円借款を新たに制度設計し、2008年7月、第一弾として、インドネシアに対して総額約308億円を上限とする円借款の供与を決定。また、アフリカ諸国に対しては、「日・アフリカ・クールアースパートナーシップ」を呼びかけ、政策協議を継続。その他、ツバル、ラオス等その他の途上国との間での取組も引き続き積極的に推進。)
- ・ 7月1日、世界銀行に気候投資基金を設立。早期に基金の運営を開始し、積極的に関与。

2. 革新的技術開発

○ 具体的な取組

- ・ 革新技術(※)の開発をロードマップに沿って推進。今後5年間で300億ドル程度を投入。

(※)構造・素材やシステム等の点で既存技術やその延長線上にある技術を超えた革新性を持ち、2050年の世界における大幅な温室効果ガスの削減に寄与する技術。

我が国のCO2排出量の約3割を占める火力発電や約1割を占める製鉄プロセスの大幅削減につながるCCS(二酸化炭素回収貯留)技術に関して、2009年度以降早期に大規模実証に着手、2020年までに実用化を目指す。現状4200円/tの分離・回収コストを2015年に2000円台/t、2020年代に1000円台/tとするための技術開発を進める。

石炭のクリーン燃焼技術に関して、ガス化複合発電の発電効率を2015年に48%とすることを目指すとともに、CCS技術とあわせ、石炭火力発電のゼロエミッション化を目指す。

革新的太陽光発電に関して、新材料・新構造を利用して、2030年以降に発電効率40%超かつ発電コスト7円/kWhの太陽電池の技術の確立を目指す。

燃料電池に関して、2020～2030年頃に、現在400～500万円/kWhのシステム価格を40万円/kWhへ、耐久性を現在の4万時間から9万時間まで向上。

民生部門CO2排出の約5割を占める空調・給湯等に対して効果的な超高効率ヒートポンプに関して、2030年にコストを現状の3/4、効率を1.5倍、2050年にコストを1/2、効率を2倍にまで向上。

- ・ 環境エネルギー国際協力パートナーシップ構想実現に向け、各国の技術開発情報の共有作業を2008年度中に開始、ロードマップを2010年度中に策定。

3-1. 既存先進技術の普及

＜ゼロ・エミッション電源＞

○ 目指すべき姿

- ・ 2020年を目途に「ゼロ・エミッション電源」の割合を50%以上とする。

○ 具体的な取組

- ・ ゼロ・エミッション電源の柱となる太陽光発電、原子力発電については後掲。
- ・ **2018年度までの電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)の次期目標の検討を2010年度中までに開始する。**
- ・ 風力発電、水力発電、地熱発電、廃棄物発電等の一層の推進。
- ・ 地方公共団体等による**小水力の活用**など地産地消型の新エネルギーの利用等の取組を「**新エネ百選**」として**2～3年で選定**するなど、各地のベストプラクティスを共有する。
- ・ 卸電力取引所におけるCO2フリー電気等の実験的取引を遅くとも**2009年4月までに開始**する。

＜太陽光発電＞

○ 目指すべき姿

- ・ 太陽光発電世界の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍。
- ・ **3～5年後**に太陽光発電システムの価格を**現在の半額程度**に低減。

○ 具体的な取組

- ・ 住宅、産業、公共等の部門への太陽光発電の設置、革新的太陽光発電の技術開発、メガソーラー建設計画などに対する**思い切った支援策**を講じる。
- ・ **再生可能エネルギーの導入と系統安定化に要するコストの負担の考え方につき7月より検討を開始し、2009年春を目途に結論**を得る。
- ・ **ドイツを含めた諸外国の再生可能エネルギーについての政策を参考にしながら大胆な導入支援策や、新たな料金システム等**を検討。

3-2. 既存先進技術の普及

<次世代自動車>

- 目指すべき姿
 - ・ 我が国のCO2排出量の約2割を占める運輸部門の大幅削減につながるため、次世代自動車が2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合を占める

○ 具体的な取組

- ・ 導入費用の一部補助など導入支援策を講じる。
- ・ 次世代電池の技術開発に関しては、2015年までに次世代電池の容量を現状の1.5倍、コストを1/7、2030年までに容量7倍、コスト1/40にし、ガソリン自動車並みのコストと航続距離500kmを目指す。
- ・ 急速充電設備に関しては、家庭用コンセントで約7時間の充電時間となっているところ、約30分程度で充電可能なインフラ整備を促進し、電池切れの不安感を解消する。

<省エネ型機器、省エネランプ>

○ 目指すべき姿

- ・ トップランナー基準を達成したテレビ、エアコン、冷蔵庫などの省エネ機器や高効率給湯器の加速的普及。
- ・ 2012年目途に、白熱電球の電球形蛍光ランプ等への原則切替えを実現。

○ 具体的な取組

- ・ トップランナー基準について、2008年度中にテレビの新基準の検討の前倒し、業務用冷蔵庫、ルーター、複合機など機器の追加を検討する。
- ・ 高効率給湯器、ノンフロン冷媒を使用する冷凍装置等の導入支援を行う。
- ・ 省エネ家電の使用による二酸化炭素削減効果を明らかにし、生産者、消費者、販売者がインセンティブを実感できる仕組みの構築の検討を2008年度中に実施。

3-3. 既存先進技術の普及

＜省エネ住宅・ビル、200年住宅＞

○目指すべき姿

- ・ 新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す。

○具体的な取組

- ・ 改正省エネルギー法に基づく省エネ措置の住宅・ビルの届出義務の範囲の拡大(2010年4月施行)。
- ・ 建売住宅に対し、トップランナー制度にならい省エネ性能の向上を促す措置の導入(2009年4月施行)。また、断熱性能だけでなく、給湯器等の設備を含めた基準づくり等を検討。
- ・ 税制・予算措置の活用による省エネ住宅・ビルの新築、改修の支援を行う。
- ・ 一定の省エネ性能も確保された「200年住宅」の普及。

＜原子力の推進＞

○目指すべき姿

- ・ 低炭素エネルギーの中核として、原子力発電を推進し、国内外の地球温暖化対策に貢献する。

○具体的な取組

- ・ 徹底した安全の確保を絶対的な前提として、主要利用国並みの設備利用率を目指すとともに、新規建設の着実な実現を目指す。(2017年度までに原子力発電所を新規に9基の建設を計画中。)
- ・ 2030年前後までに次世代軽水炉を開発。
- ・ 高速増殖炉サイクルについて2025年の実証等の実現、2050年頃からの商業ベースでの導入を目指して技術開発。
- ・ 原発導入・拡大国に対する基盤整備等への支援、政府系金融機関の活用等を通じ、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提に、原発を積極的に導入する国際的な動きに貢献。

＜国自らの率先実施＞

○目指すべき姿

- ・ 政府自らが先進的な対策を実施し、他の公的部門、さらには民間部門にも広げていく。

○具体的な取組

- ・ 2010～2012年度の政府の排出量を、2001年度比8%削減する。
- ・ 「霞が関低炭素社会」の実現に向け、庁舎への太陽光発電の導入、建替え等による省エネルギー性能の向上、ヒートポンプ対策等について検討し、エネルギー効率の改善目標を設定する。

4-1. 国全体を低炭素化へ動かす仕組み

<排出量取引>

○ 目指すべき姿

- ・ 本年秋、排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始する。

○ 具体的な取組

- ・ 目標設定の方法、取引対象とする排出枠・クレジットの種類、排出量のモニタリング・検証方法等の検討課題について、関係省庁から成る検討チームにおいて、2008年9月中を目的に試行的実施の設計の検討を進め、10月を目的に試行的実施を開始。

<税制のグリーン化>

○ 目指すべき姿

- ・ 低炭素化促進の観点から、税制のグリーン化を進める。

○ 具体的な取組

- ・ 本年秋予定の税制の抜本改革の検討の際に、環境税の取扱いを含め、低炭素促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める。
- ・ 地球環境税について、国際機関等での議論や課題を研究し、2008年度末を目的に一定の成果を公表。

4-2. 国全体を低炭素化へ動かす仕組み

＜排出量等の見える化＞

○目指すべき姿

- ・多くの商品や食品、サービスからの温室効果ガス排出量等が「見える化」されることを目指す。

○具体的な取組

- ・カーボンフットプリント制度につき、2008年度中にガイドラインを取りまとめ、2009年度から試行的な導入実験の実施を目指す。また、ISOにおける国際標準化に向けた議論に貢献。
- ・食品に関しては、フードマイレージの考え方を踏まえつつ「見える化」の在り方を検討。
- ・カーボン・オフセットにつき、2008年度からモデル事業を実施。また、そのルールの在り方について検討を進め、2008年度中を目途に公表。
- ・炭素会計につき、2008年度中に実施方法やルールを検討し、一定の検討結果を公表。

＜環境ビジネス等に資金を流れやすくする基準と仕組みの整備＞

○目指すべき姿

- ・我が国の資本市場が国際的に魅力あるものとなり、また、個人投資家の投資が促進されるような環境が整備されることに加え、金融・資本市場が環境配慮のトッパーとなることを目指す。

○具体的な取組

- ・市民出資・市民金融（コミュニティファンド等）の取組を促進するため、ガイドラインの策定等を行う。
- ・環境金融について、我が国金融機関に対し、「責任ある投資原則」への取組を促し、取組等の公表を促進するとともに、先進的な事例等についての事例集の作成を行う。

5. 農山漁村の活躍、都市や地域づくり、環境教育

＜農林水産業の役割を活かした低炭素化＞

- 目指すべき姿
 - ・ 農山漁村地域が、バイオマス資源供給源や炭素吸収源としての役割を担う。
- 具体的な取組
 - ・ バイオマスタウンを2010年度までに300地区へ拡大。
 - ・ 学校給食等を地域が一体となって供給する「地産地消モデルタウン」等の取組を推進する。

＜低炭素型の都市や地域づくり＞

- 目指すべき姿
 - ・ 特色を活かしたモデル都市の取組が全国に広がっていく。
- 具体的な取組
 - ・ 環境モデル都市を2008年度に10程度選定（7月に6都市選定）し、集約型都市構造の実現や公共交通機関の利用促進等、その取組に対する支援、成果のフォローアップを行い優れた事例に関しては全国展開を図るとともに、環境対策に積極的に取り組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取組を世界に発信する。

＜環境教育＞

- 目指すべき姿
 - ・ 生涯を通して様々な機会で、低炭素社会を教え、学ぶ仕組みが取り入れられている。
- 具体的な取組
 - ・ 環境リーダー育成プログラムの実施や、産学官民連携コンソーシアム等を通じてアジアの環境人材を育成。
 - ・ ESD（「持続可能な開発のための教育」）の推進拠点としてのユネスコ・スクールを500校に増加。

6. 国民運動

○ 目指すべき姿

- ・ 国民一人ひとりが低炭素社会の意義と重要性、やり方、メリットと負担を理解し行動する。

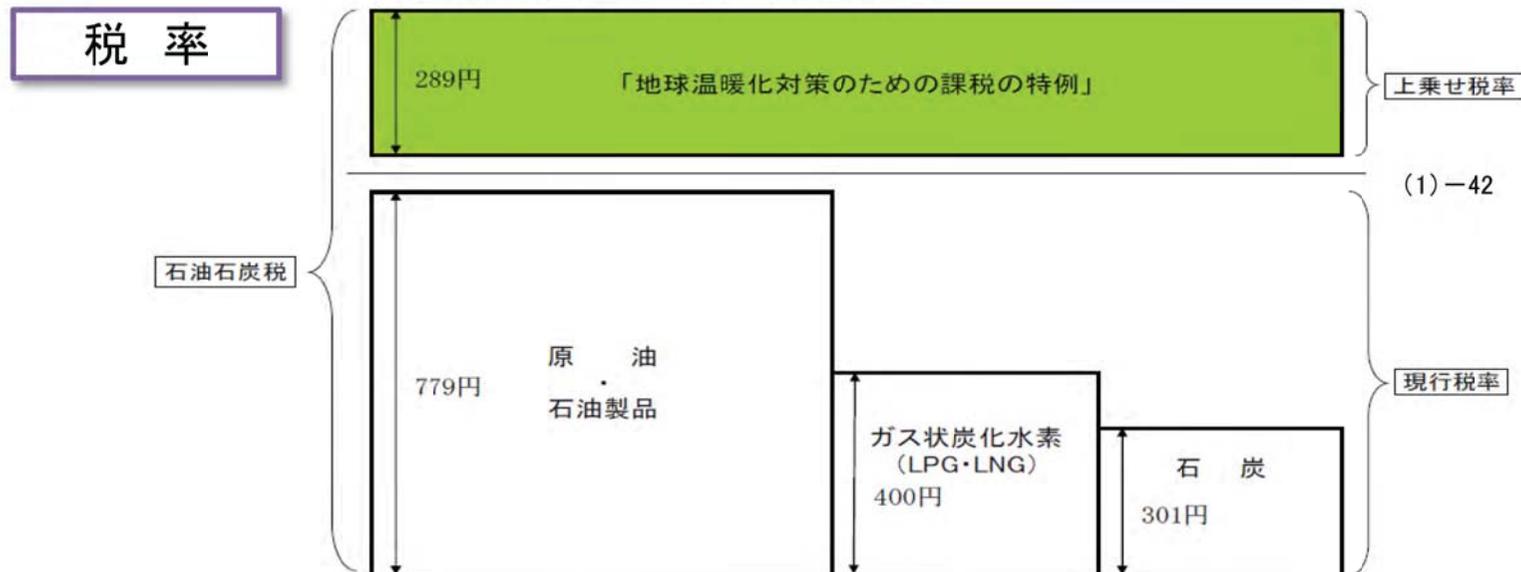
○ 具体的な取組

- ・ 「チーム・マイナス6%」運動として、音楽、映画、フアッションやスポーツなどの連携や様々なメディアの活用を通じて、節電やマイバッグやエコクッキングなど家でできるエコ活動(うちエコ)、エコプラザなどの浸透を図る。また、写真や映像などによる広報・イベントを実施。
- ・ 省エネ家電等の購入によりポイントがたまり商品等と交換できる仕組みであるエコ・アクション・ポイントの全国規模での展開を図る。
- ・ 「ユビキタス特区」事業における「ユビキタス環境立国」モデルの開発・実証、グリーンITの推進、カーシェアリングに関する普及研究会の2008年度中の立ち上げ。
- ・ サマータイム制度について、2008年度中に制度導入の効果、コスト等の基礎調査を実施。
- ・ 「クールアース・デー」(7月7日)について、2009年度以降も、新聞などのメディアを通じた広報、日本各地における「セタライトダウン」の参加施設の拡大やカウントダウンイベントの実施、学校への周知等による地球温暖化防止への児童等の理解の促進、各地域で地産地消を考える取組等を実施。
- ・ クールビズにもう一つの温暖化防止アクションを加えていくことを呼び掛ける「COOL BIZ + (クールビズ・プラス)」を2008年度から実施する。
- ・ 深夜化しているライフスタイルの見直しに関し、国民的な議論を喚起する。

「地球温暖化対策のための税」について

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

〈CO2排出量1トン当たりの税率〉



段階施行

課税物件	現行税率	H24年10/1~	H26年4/1~	H28年4/1~
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率。

税収

初年度: 391億円 / 平年度: 2,623億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

都市の低炭素化の促進に関する法律

(平成24年9月5日公布／12月4日施行)

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

●基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

●民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

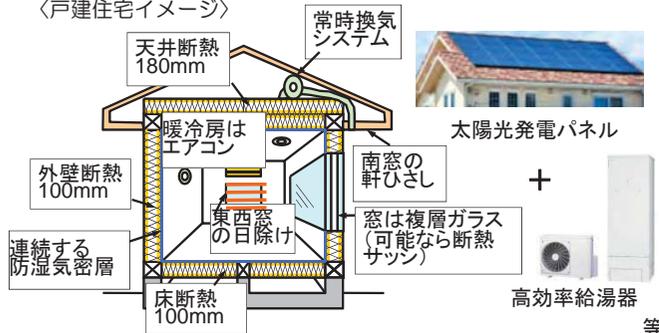
居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】

〈戸建住宅イメージ〉



●低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ✦民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ✦建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ✦バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制



建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ✦樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ✦民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ✦占用許可の特例

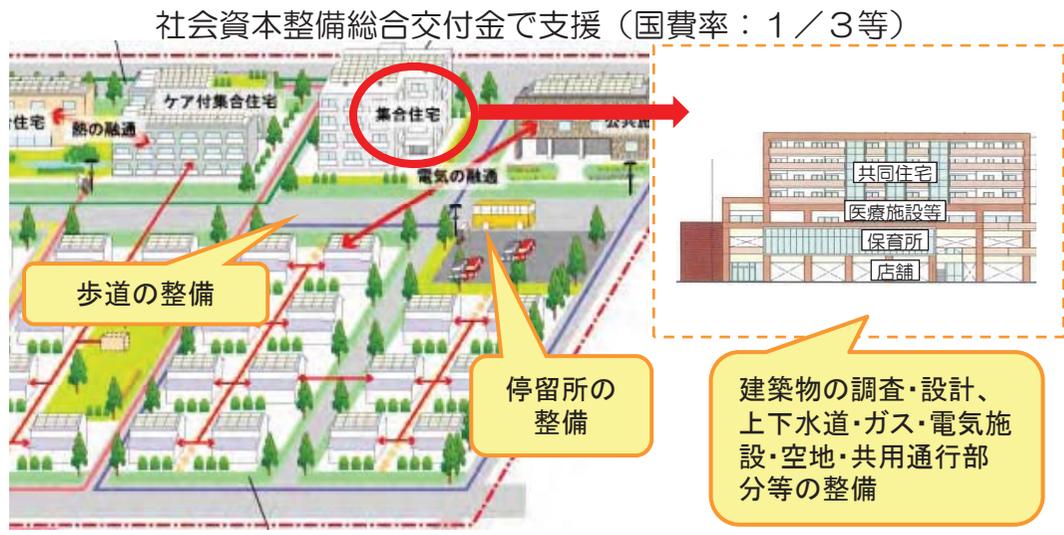
都市機能の集約化

集約都市開発事業の認定制度

市町村長の認定

- (基準)
- ・ 低炭素建築物の認定基準
 - ・ 交通流の減少
 - ・ 敷地の緑化 等

民間事業者



駐車場法の特例

○一定規模以上の建築物の新築・増築等をする際の駐車施設の設置

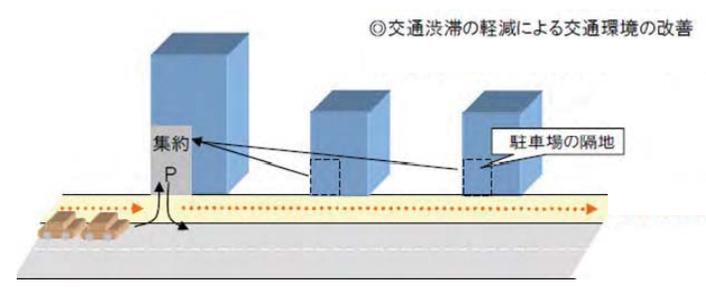
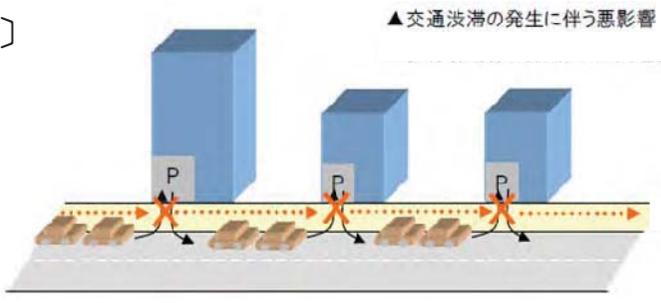
駐車場法（現行）

条例に基づき当該建築物の敷地内に駐車施設を設置

駐車場法の特例

- 以下の3パターンの条例が制定可能に
- ① 集約駐車施設内に設置させる
 - ② 建築物の敷地内に設置させる（現行）
 - ③ ①か②のどちらかに設置させる

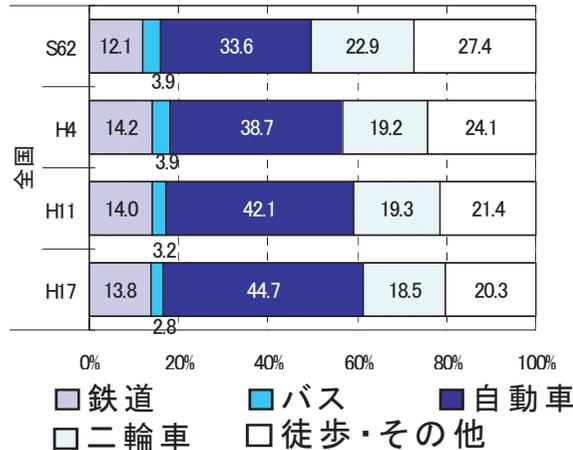
〔イメージ〕



公共交通機関の利用促進等

代表交通手段利用率の推移

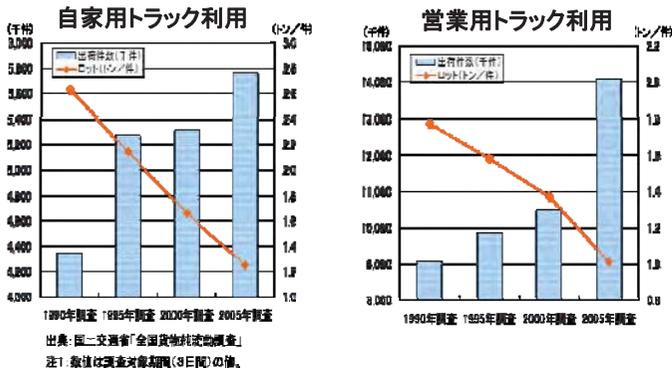
自動車の分担率は年々増加しているのに対し、徒歩やバスの分担率は低下



出典：平成19年5月「都市における人の動き
-平成17年全国都市交通特性調査の結果から-

トラックを利用した出荷件数とロットの推移

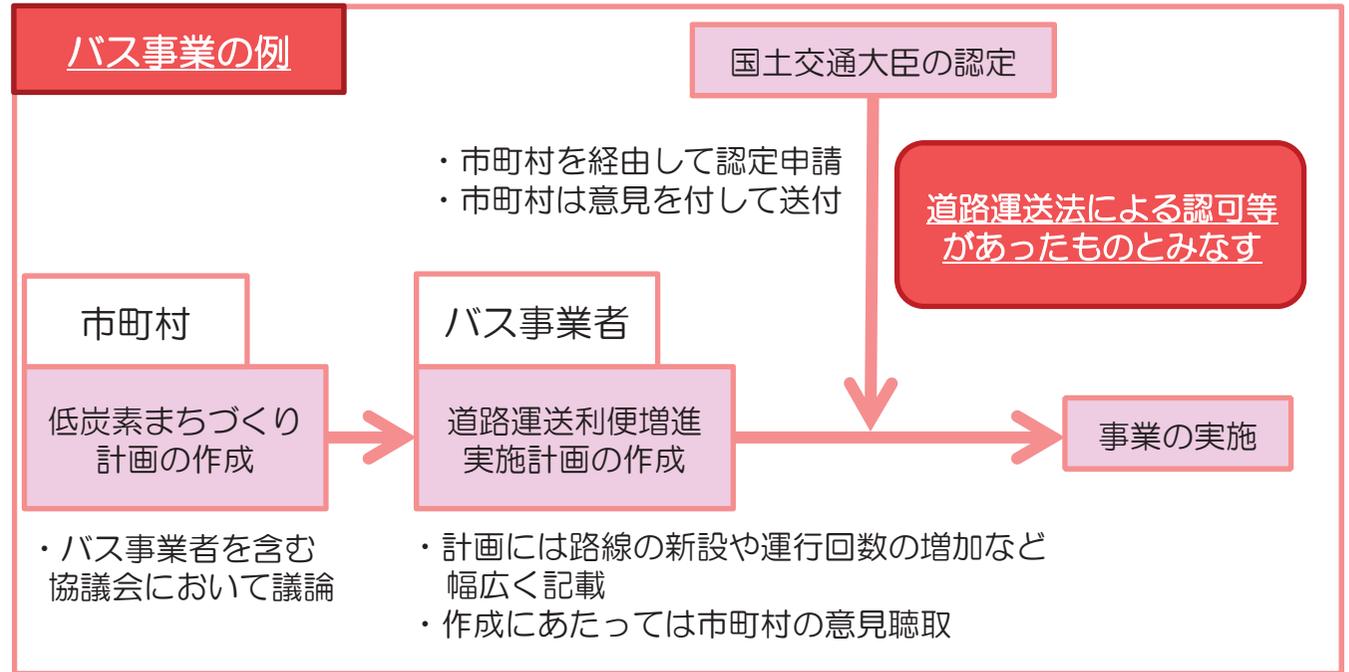
トラックを利用した出荷件数は増加傾向にある一方、1件あたりのロットは減少傾向（少量多頻度輸送の進展）



※ロット：生産や出荷の単位としての、同一製品の集まり。

公共交通機関の利便増進・貨物運送の共同化

○バス路線の新設・変更や鉄道・LRTの整備、物流事業者による共同での輸配送の実施等の事業について、実施計画の認定制度を創設し、道路運送法など各事業法による許認可等の特例を設けることにより、まちづくりと連携した公共交通機関の利用促進や貨物の運送の合理化を推進。



自動車に関するCO2の排出抑制

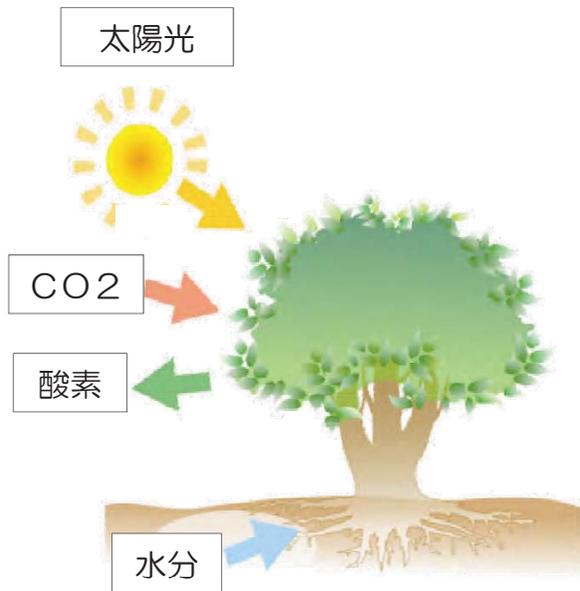
○低炭素まちづくり計画には、自動車に係るCO2の排出の抑制の促進に関する事項を記載。

○市町村は、環境の整備（電気自動車の充電インフラの整備等）、情報の提供・助言（エコドライブ講習会等）などにより支援。



緑地の保全及び緑化の推進に関する特例

○緑は、CO₂の唯一の吸収源



緑地の管理等を担う 身近な団体の確保

都道府県知事に限られている緑地管理
機構の指定権者に市町村長を追加



※緑地管理機構：

NPO法人や一般財団法人等が、都道府県知事
から緑地管理機構として指定を受け、緑地の保
全や緑化の推進を行う制度

公益財団法人東京都公園協会、財団法人
せたがやトラストまちづくり等計5団体
が指定（平成23年1月末現在）

樹林地等の所有者の管理負担を軽減

低炭素まちづくり計画の計画区域内の
樹林地等を管理協定制度の対象に追加



※管理協定：

地方公共団体又は緑地管理機構が、土地所有者
等と協定を結び所有者に代わって緑地の管理を
行う制度

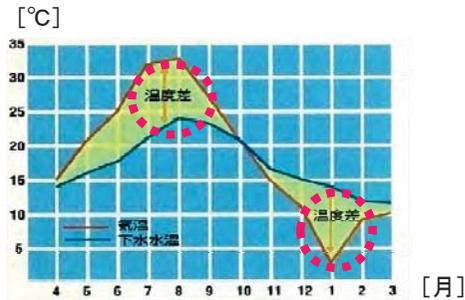
現行管理協定制度は、特別緑地保全地区
等内の緑地に限定

未利用エネルギーの利用の促進等

下水道法の特例

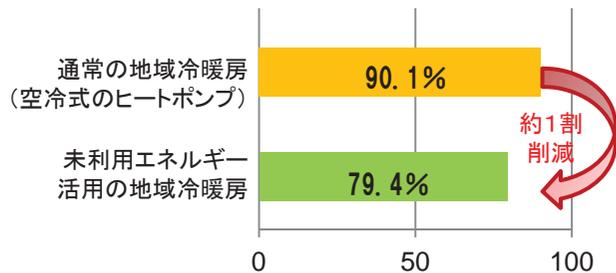
下水熱のポテンシャル

- ・大気に比べ冬は暖かく、夏は冷たい
- ・都市内に安定的かつ豊富に存在

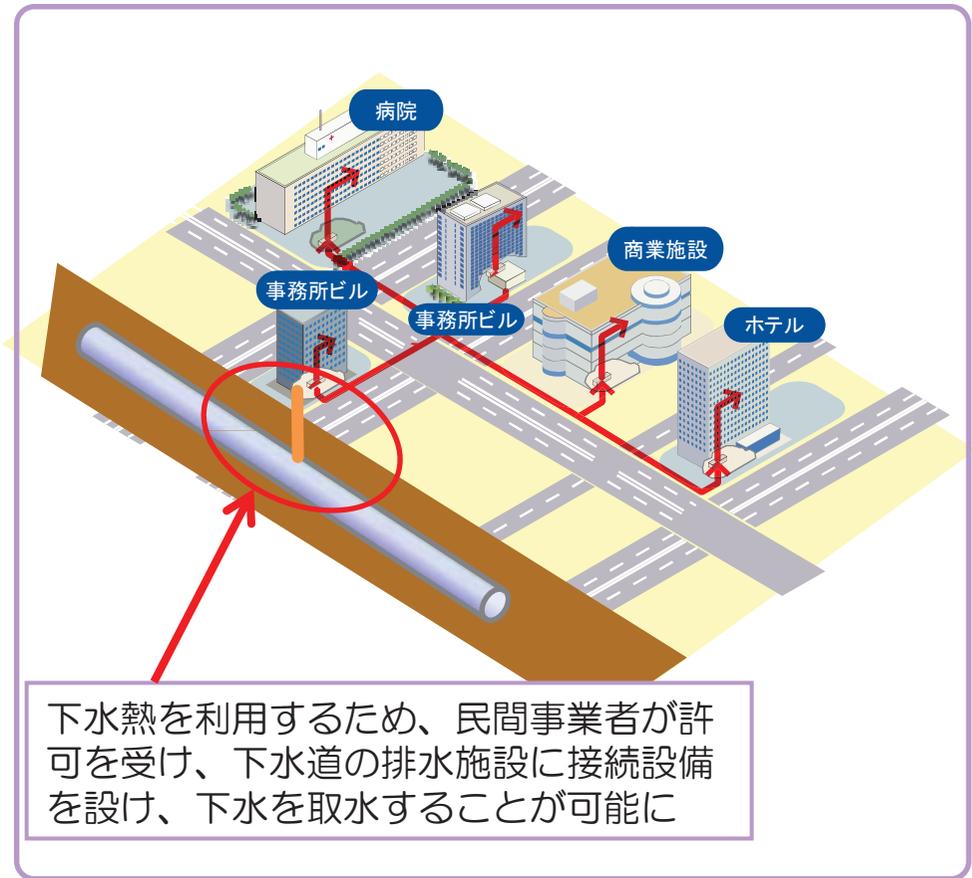


- ・未利用エネルギーを活用した地域冷暖房にすると、通常の地域冷暖房に比べ**約1割**の省CO₂・省エネ効果

図 エネルギー使用量(建物別冷暖房=100)



(出典:平成19年度経済産業省資源エネルギー庁調査)



下水熱を利用するため、民間事業者が許可を受け、下水道の排水施設に接続設備を設け、下水を取水することが可能に

都市公園・港湾における占用許可の特例

計画の策定・公表

- ※太陽光パネル等の設置について、あらかじめ、
- ・市町村が民間事業者と協議
- ・市町村が管理者の同意を取得

※2年以内に
占用許可申請

技術的基準に適合する限り、
占用の許可を義務づけ



施設の例



都市公園の駐車場の覆屋に太陽光パネルを設置

③自然共生社会の形成

生物多様性基本法の概要

平成20年6月6日法律第58号

前文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用



- 保全や利用に際しての考え方
- ③予防的・順応的取組方法
 - ④長期的な観点
 - ⑤温暖化対策との連携

責務

国の責務、地方公共団体の責務 : 基本原則の妥妥した施策の実施等
事業者の責務、国民及び民間団体の責務 : 基本原則の妥妥した活動等に努める

年次報告

白書の作成（運用上は、環境白書・循環型社会白書と統合）

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力力の推進



環境省仮訳

ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標 A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標 1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標 2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標 3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続

可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標 4：遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分な安全な範囲内に抑える。

戦略目標 B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標 5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標 6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標 7：2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標 8：2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標 9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10：2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標 C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標 D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

*なお、原文については、生物多様性条約ホームページ(<http://www.cbd.int/>)を参照のこと。

生物多様性地域連携促進法について

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)

趣旨・背景

◆ 生物多様性が深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
- 二次的自然（里地里山など）の手入れ不足
- 外来種の侵入による生態系の攪乱

◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

◆ 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法（平成20年）の制定
- 生物多様性条約COP10の開催（愛知県名古屋市）



地域希少種の減少



シカによる樹木の採食



里山における竹林の伐採

地域における多様な主体の有機的な連携による
生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要

制度の概要

◆ 基本方針の策定

- ・環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成について提案
- ・自然公園法等の許可等に係る行為については、環境大臣又は都道府県知事の協議・同意。



地域連携保全活動
(希少種の餌場となる水辺の整備)

- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置

- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置

◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

- ・関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地（国立公園等）を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のため意見の聴取

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

- 土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

施行期日

平成23年10月1日

生物多様性国家戦略 2012-2020

第1部：戦略

【自然共生社会実現のための基本的な考え方】

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

【生物多様性の4つの危機】

- 「第1の危機」
開発など人間活動による危機
- 「第2の危機」
自然に対する働きかけの縮小による危機
- 「第3の危機」
外来種など人間により持ち込まれたものによる危機
- 「第4の危機」
地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機

【生物多様性に関する5つの課題】

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識
- ④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- ⑤ 科学的知見の充実

【目 標】

◆ 長期目標 (2050年)

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

◆ 短期目標 (2020年)

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指す、効果的かつ緊急な行動を実施する。

【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100年先を見通した自然共生社会における国土の目指す方向性やイメージを提示

【5つの基本戦略】…2020年度までの重点施策

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

第3部：行動計画

- 約700の具体的施策
- 50の数値目標

④循環型社会の形成

バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)の概要(平成21年9月12日施行)

目的

基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

基本理念

- 総合的、一体的かつ効果的な推進
- 地球温暖化の防止に向けた推進
- 循環型社会の形成に向けた推進
- 産業の発展及び国際競争力の強化への寄与
- 農山漁村の活性化等に資する推進
- バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用
- エネルギー供給源の多様化
- 地域の主体的な取組の促進
- 社会的気運の醸成
- 食料の安定供給の確保
- 環境の保全への配慮

責務・連携の強化

国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化とそれぞれの主体の連携の強化

バイオマス活用推進基本計画等の策定

国のバイオマス活用推進基本計画



都道府県・市町村のバイオマス活用推進計画



法制上の措置等

政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

国の施策

- 必要な基盤の整備
 - バイオマスを供給する事業の創出
 - 技術の研究開発・普及
 - 人材の育成・確保
 - バイオマス製品の利用の促進
 - 民間団体の自発的な活動の促進
 - 地方公共団体の活動の促進
 - 国際的な連携・国際協力の推進
 - 情報の収集
 - 国民の理解の増進
- 等のために必要な施策を講ずる。

地方公共団体の施策

国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたその他の施策を総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する。

バイオマス活用推進会議

- ① 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
 - ② 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、①の調整を行うに際しては、意見を聴くものとする。
- ※ ①及び②の会議の設置及びその調整については、農林水産省に事務局を設置して行うものとする。

総合的な施策の推進による農山漁村の活性化、循環型社会の実現

バイオマス活用推進基本計画の概要

【趣旨】

- バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。
- 従来の「バイオマス・ニッポン総合戦略」においては、各地域でバイオマスタウン構想の策定が進んだものの、実際の取組は必ずしも十分に進まなかったこと等の課題があることを踏まえつつ、本基本計画によってこれらの課題の解決を図る。



【計画の概要】

1 施策についての基本的な方針

- ◇ バイオマス供給者である農林漁業者、バイオマス製品の製造事業者、地方公共団体、関係府省等が一体となって、バイオマスの最大限の有効活用を推進。

2 国が達成すべき目標(目標:2020年)

農村活性化	産業創出	地球温暖化防止
★ 600市町村においてバイオマス活用推進計画を策定	★ バイオマスを活用する約5,000億円規模の新産業を創出	★ 炭素量換算で約2,600万トンのバイオマスを活用

- ◇ バイオマス活用推進計画の策定市町村については、取組効果の検証、課題解決のための技術情報の提供等により、確実な効果の発現を図る。
- ◇ 現在ほとんど活用されていない林地残材の有効活用等により、バイオマスの活用を推進。

3 政府が総合的かつ効果的に講ずべき施策

- ◇ 21に掲げた目標の達成に向けて、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、農山漁村の6次産業化等によるバイオマス製品等を供給する事業の創出、研究開発、人材育成等を推進。

4 技術の研究開発に関する事項

- ◇ バイオマスの新たな有効利用技術の開発とともに、バイオマスの収集・運搬から加工・利用までを総合的に捉えた技術体系の確立を推進。
- ◇ 長期的な観点から、バイオマス生産効率の優れた藻類等、将来的な利用が期待される新たなバイオマス資源の創出を推進。

(別添)

新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための 具体的な指針について

平成24年6月5日
中央環境審議会

循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）を見直すにあたり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条第7項において準用する同条第3項の規定に基づく、「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」について、以下のとおり示す。

記

- 1 循環型社会形成推進基本法第16条第1項の規定に基づき、第四次環境基本計画第2部第1章第6節「物質循環の確保と循環型社会構築のための取組」の内容を中心として、第四次環境基本計画を基本とすること。
- 2 特に、循環の質に着目した取組等として示された、①資源確保の観点の強化、②低炭素社会、自然共生社会との統合的取組、③循環分野における環境産業の確立、④安全・安心の観点からの取組の強化、⑤地域循環圏の高度化、⑥国際的取組の推進について、検討を進めること。
- 3 限りある天然資源の消費を抑制し、より効率的な資源利用を図る観点から、物質フロー指標の質的改善を図ること。
- 4 中央環境審議会において過去4回実施した点検結果を十分に踏まえること。
- 5 東日本大震災の経験を十分に踏まえること。また、国会における循環型社会形成推進基本法の改正の状況を見つつ、放射性物質に関連する課題の取扱いを検討すること。

(2) 政策評価会等における主な議論

(2) 政策評価会等における主な議論

分野	主な議論	会議等
環境政策全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境政策は内容が多岐にわたっており、局・課をまたがっているため、総合性・連携性が重要となる。 ・ 多くの施策の効果は最終的には地球温暖化対策につながるものである。生物多様性保全については難しいかもしれないが、なるべく、評価結果はCO2換算して提示して欲しい。 ・ 環境について、国際的な取組が進んできている中で、国際的な情報提供が重要である。環境行動計画及び今回の評価内容を英語で発信して欲しい。 ・ チェックアップ指標はよくなっているのでこれを前の方で、Visual的に紹介するとよい。 ・ テーマが大きく進捗状況の把握になりそうだが、国土交通省の政策としての特性からみた環境インパクトは何か、それを推進するうえでの鍵となる条件・プロセスを特定化することが重要。 	<p>第27回国土交通省政策評価会 (平成24年4月)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの施策の項目について、いつまでに何をやるというゴールについては書かれているが、そのプロセスについても提示して欲しい。 ・ 国土交通省環境行動計画2008の5つの柱から枝分かれしている施策について、その施策間のつながりが見える資料がほしい。 ・ 多岐にわたって幅の広い分野でいろいろな政策手段を使うにあたり、個々の政策の効果の評価をはかる仕組みを整備してほしい。 ・ 今回出されたいろいろな施策について、構想段階の評価をやっていくということも重要である。 ・ 環境問題は農林水産省、国土交通省、あるいは環境省に共通している部分が多く、一種の3省連携事業のような特別の事業メニューをつくることを考えた方がよい。 ・ 地方公共団体が情報で横につながり、地域の戦略が発展していくことを徹底しながら計画を立ててほしい。 ・ 各地域で展開されている実証事業を、ほかの地域でも少ないコストでできる仕組みをつくる必要がある。その場合に、水平展開する必要があるときは民間をうまく巻き込むスタイルを考えるべきである。 ・ 政策や技術開発、実証事業は国内だけに閉じ込めておくのではなくて、海外でも展開する仕組みが必要である。 ・ 都市を中心として施策が考えられているが、高齢者の問題や移動の問題がある山間の田舎ではなかなか導入出来ない施策も多いので、田舎に対する施策についても配慮してほしい。 ・ 農村で使われる技術や地方で使われる技術と、大都市で使われる技術というのを分けなければいけないと思う。 ・ もう少し災害に強いまちという視点も強調されてもいいのではないかな。一番の根本に私たちの命の大切さもあるので、環境は大切にすることとセットで考える必要がある。 	<p>第22回環境部会(平成24年11月)</p>

分野	主な議論	会議等
	<ul style="list-style-type: none"> 全体の計画の中の基調として、今現在非常に進展している情報通信技術を道具として活用する内容も盛り込まれていてもいいのではないかなと感じた。 日本の国土としても、環境としても、資源としても、海洋政策にももう少しウエートを置いて、それをコントロールする部局を総合政策局の中に置くぐらいの時代には来ているのではないか。 	
低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 は一次エネルギー種別でも見ていく方がよい（原子力発電所が動かないと特に CO2 は上昇する）。 	第 27 回国土交通省政策評価会（平成 24 年 4 月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「部門別の CO2 の排出量の推移と目標」の、家庭・業務部門の排出量の計算について、日本全国一律で行っているのであれば、全国で原単位がかなり違うのではないか。 ・ 原子力発電を再生可能エネルギーにシフトしても削減目標を達成できないということ、電力について省エネ目標を達成できても CO2 排出量は減少しないということを政策評価としては提示した方がよい。 	政策レビュー個別指導（平成 24 年 10 月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅に係る省エネ基準達成率（平成 11 年基準）について、目標に対する業績値がそれほど高くない。今後の取組として 100% を目指すうえで、業績値が低くなっている原因に関するデータを追加するとよい。 ・ 総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の利用率が低いことについて、原因に関するデータを追加するとよい。 ・ それぞれの施策について、アウトプットで ABC の評価をしているが、それぞれの施策から CO2 排出量がどれだけ減少したのかについても評価すべきである。 	第 29 回国土交通省政策評価会（平成 24 年 12 月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「次世代自動車」や「コンパクトシティ」の定義を明確にすべきである。 ・ 「平成 32 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を 50%」という目標について、今までのエコカー減税や購入補助というのは財源的にこれから厳しくなるので、今後この目標の達成のための手段を具体的に考える必要がある。 ・ 電気自動車の利用促進について、原子力発電がゼロとなっても電気自動車の促進はほんとうに環境に優しいのか。 ・ 「環境に配慮したまちづくり・公共交通」について、CO2 削減を含めて環境に優しい公共交通である鉄道等も含めた支援策をしてほしい。 ・ グリーン物流パートナーシップのような協調はいろんな分野でできるので、その協調が実現してくるように、各業における規制等の変更をやってほしい。 ・ コンパクトシティに関連して、今後の日本において、経済が疲弊している中で、つくるだけでなく、今までのものをどう活用していくか、たたむことを念頭におく必要がある。 ・ コンパクトシティについて、地方の過疎化が危ない中規模な都市以下と定義すると、コンパクトシティとは必ずしもエネルギーの節約にはならないのではないか。 ・ エネルギーの問題は極めてライフスタイルにかかわってくるので、ライフスタイル・ワークスタイルの変化を促す地球温暖化対策を重視する発想が必要で、技術についても、できるだけトータルにもものを見るという点が大事である。 	第 22 回環境部会（平成 24 年 11 月）

分野	主な議論	会議等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフスタイル・ワークスタイルの変化を促すために、PR するとか、キャンペーンをすることも必要である。また、環境省と文部科学省でやっている環境教育に国土交通省もデータを提供したりして力を入れていくことも重要である。 ・ 原子力発電に依存しない社会に向けて、省エネとか創エネを徹底することは大変な努力が必要であり、みんなで発想の転換をしてつくっていくということを、強調することが重要である。 ・ 一個人が地球環境問題まで含めたときの適正な負担をしていないならば、その負担感をもっと増す仕組みを入れていくということが必要である。 ・ インフラについて、CO2 対策の点からも、ある種のメンテナンスをやる技術により、いかに長寿命化して大事に物を使っていくかという観点が必要である。 ・ 最終的に「国土交通省の中期的地球温暖化対策」をまとめるときに、これを実現させたらどのくらい削減されるかというのを試算してほしい。 	
自然共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「負の遺産の一扫と健全な国土に向けた取組」の河川護岸のNPO等との連携について、これまでの具体的な好事例を示せればよいのではないかと。「海域の多様な主体との連携・協働」についても同様である。 	政策レビュー個別指導（平成24年10月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市では緑化という言葉に代表されるように緑一色になっており、生物多様性から遠くなっている。「緑化から生物多様性へ」といったキーワードを掲げて欲しい。 	第22回環境部会（平成24年11月）
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体工事に伴って出るフロンやアスベストについて、建設リサイクル法にとどまらず、関係府省の所管事業を関係府省の所管事業も含めて、一律的に制度的に対応してほしい。 ・ バイオマス事業化戦略について、地域に取り入れるときに、その地域の特性とその事業化技術ロードマップのつながりを、地域がどう判断するかが重要である。 ・ バイオマス戦略について、国土交通省、農林水産省、環境省で協力してほしい。 ・ 下水汚泥からメタン等の燃料をつくるのは、廃液処理の観点で費用がかかるのではないかと。 ・ リサイクルポートの構想とバイオマス産業都市が連携すると良い。 ・ 公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用は大変結構なことであり、関係府省が協力して進めてほしい。 ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質がリサイクル過程で再生製品に混入したり、環境に再放出されたりすることへの措置が必要である。 	中央環境審議会第73回循環型社会計画部会（平成24年9月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の説明、建設発生木材を再資源化した木製資材の強度、利用用途について、了解した。 	第1回政策レビュー等検討会（平成24年8月）